

京都の文化財

(第九集)

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の重要文化財だけでなく、府内各地に密着した文化財に対する新たな関心が育くまれてきました。また、このことが契機となって市町村の文化財保護条例も、平成三年三月現在で四〇市町村で制定されるなど、文化財保護の思想が高揚しつつあることは、たいへん喜ばしいことであります。

京都府では、このたび条例に基づく第九回目の指定、登録、決定等を行いました。今回の指定、登録、決定等はあわせて三〇件で、これまでの合計は四三三件となりました。このうち、一二件が国の重要文化財等に指定されたこと、二件が登録から指定に変更されたこと、そして登録一件の取消しにより、現在の指定、登録、決定等の実数は四一八件であります。

この第九集は、今回指定、登録、決定等を行った文化財を網羅したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関の皆さま方の多大の御協力に対し感謝申し上げますとともに、本集が今までの八集とあわせて活用され、府内の数多くの文化財の保護に役立てば幸甚であります。

平成三年三月

京都府教育委員会

教育長 西 野 是 夫

凡例

一、本図録は、第九回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区並びに選定保存技術を収める。

二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては、指定・登録の順とした。

三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。

名称 員数 (指定・登録等の別)

所在の場所

所有者

法量・構造形式等

時代

解説

四、収録した写真・図面は、原則として文化財保護課職員の撮影・作図によるものであるが、一部、次の機関の提供によるものを使用させていただいた。記して謝意を表する。

財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター

建造物

八幡宮 一棟一基

(指定・登録)

綾部市八津合町

八幡宮

本殿(指定) 一間社流造、拝所一間、唐破風造、銅板葺

附 棟札 五枚

銘札 一枚

一ノ鳥居(登録) 木造両部鳥居

本殿 文化十二年(一八一五)、一ノ鳥居 文久二年(一八六

二)

当社は、綾部市の上林川沿いに奥へ延びる上林谷の中ほどに所在する。西屋、神谷、日置谷、殿、瀬尾谷、山田、馬場、石橋の八ヶ村の氏神で、旧は郷社であった。延宝二年(一六七四)に記された銘札によれば、建武二年(一三三五)十月十三日に斧初をし、明くる延元元年(一三三六)三月十五日に成就したという「内陣之桁書付」があったとあるから、この時まで建武建立社殿の主要部分が残っていたと考えられる。慶長六年(一六〇一)に旗本藤懸氏の領地となって以来、江戸時代は領主の篤い保護を受けた。

境内は、奥へ進むに従い高くなる三段に分かれた社地からなり、旧若狭街道に面して木造の一ノ鳥居、石段をやや上がつたところに木造の二ノ鳥居、そして本殿と拝殿が所在する最奥の一郭の前面に石造の三ノ鳥居を構える。

文化十二年(一八一五)に、領主藤懸永恵の命により再建されたのが現在の本殿である。大工は、播州加東郡来住村の兵右衛門房照ほか二名、そして地元石橋町から三名、西屋村から一名が加わっている。

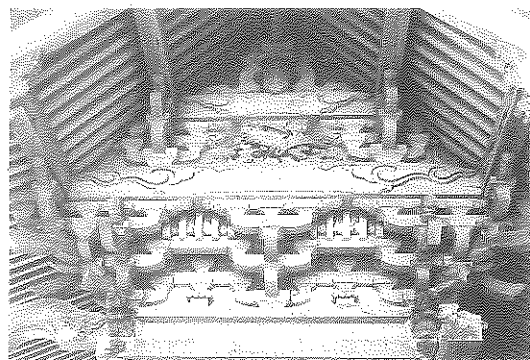
一間社流造で、一間社としては規模は大きい方に属する。特徴としては、前に唐破風造の拝所を付設している点があげられる。この形式



本殿 全景



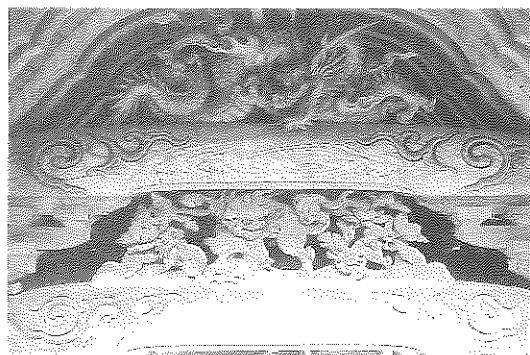
拝所・彫物詳細



妻飾



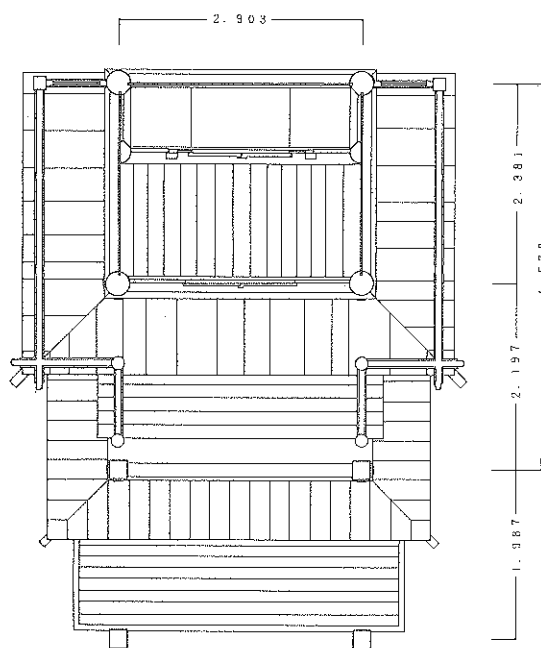
身舎柱・木鼻



拝所・彫物



脇障子 (左)



本殿 平面図

を備える建物として知られているのは、鍛山神社本殿（亀岡市、文化十一・一八一四）、生野神社本殿（福知山市、弘化四・一八四七）、渋谷神社本殿（天田郡三和町、明治二十八・一八九五）、高座神社本殿（水上郡山南町、宝永三・一七〇六）があり、いずれも丹波地域に分布している点が注目される。

組物は二手先斗栱で、二重虹梁大瓶束の妻飾が大きく持ち出される。中備は、東側が雲に鶴、西側が水に亀の彫物を嵌めて見せ所をつくっている。

拝所は、本殿側面の柱通りに角柱をたて、向拝柱と虹梁型頭貫でつなぎ、二手先斗栱を用いて唐破風の軒を支える。輪垂木は吹寄にして変化をつけている。

用材は樺を主とし、素木のままとする。屋根はもと桧皮葺であったが、昭和六十三年に銅板葺に改められている。

彫物は、脇障子背面に「当社彫物師柏原町住人、中井青龍軒政忠彫刻」の刻銘があり、丹波、丹後に数多くの建築彫刻を残す柏原（兵庫県水上郡）の彫物師中井丈五郎の作であることがわかる。脇障子の彫物は、向かって右が昇り竜、左が下り竜、木鼻は象、猿、唐獅子の彫物とする。中備など各所に散りばめられた彫物群は、虹梁等に彫られた闊達な絵様と相まって見事な装飾効果を發揮している。とくに拝所正面の中備の唐獅子と牡丹、唐破風内の竜の彫物は躍動感にあふれ、見事である。

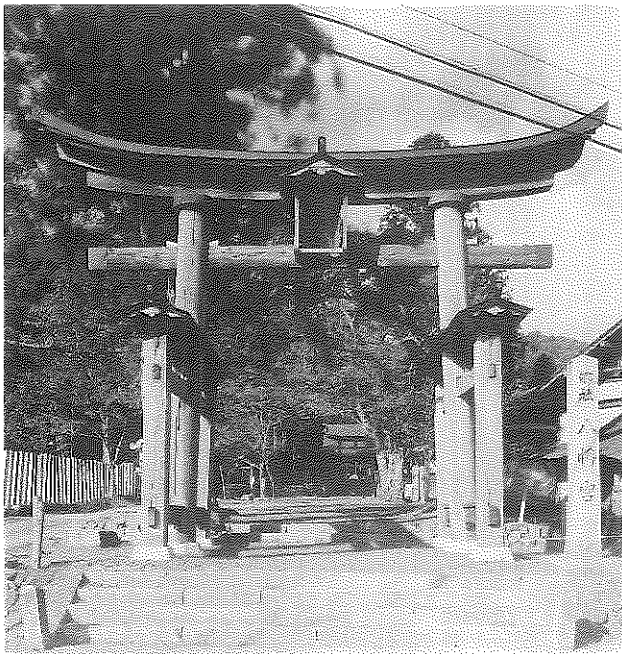
当本殿の資料価値を高めているものに、彫物師中井家に残された彫物細工を請負った際の記録がある。伝来されたいくつかの文書の中に『神社仏閣彫物細工万覚帳』がある。そこに当社の彫物に関する内容が含まれており、彫物の建築部位と題材、工数等が知られる。ことに建立当初の細部名称が明らかにする点は意義深い。

江戸後期以降、播州大工と彫物大工中井氏の協働によって本殿建築の装飾化が進展するが、当本殿はその成果を示す作品で、拝所を設けることによって、より多くの彫物を正面側に効果的に配置することによって成功した建物といえる。文化頃に特有の大らかな絵様等の装飾感覚が、所を得た卓抜な彫刻技術と調和してすぐれた建築をつくりあげている。鳥居は、江戸時代には「内鳥居」と「外鳥居」の二基があったよう

で、現在の一ノ鳥居が「外鳥居」にあたると考えられる。一ノ鳥居は大型の木造両部鳥居、すなわち親柱を礎石上に立てて、前後の控柱で支える形式の鳥居である。鳥居の普請に関する記録は宝永元年（一七〇四）、寛延二年（一七四九）、明和六年（一七六九）、文久二年（一八六二）のものがあり、確証はないが、材の風化具合からみて、文久二年に再建されたものの可能性が高い。

親柱と控柱は上下二通りの貫で固め、控柱の上には台輪をのせた上に切妻屋根を架ける。親柱上には台輪を置いた上に鳥木をのせる。笠木の上には銅板葺の屋根を架ける。額束に「八幡宮」の扁額を掲げ上部に切妻屋根を設ける。笠木と飛貫は大きく張り出し、笠木は両端を大きく反らしており、形は整っている。

綾部から舞鶴にかけて数多く分布する木造両部鳥居の好例といえ、社頭景観上重要な建物である。



一ノ鳥居 全景

弥加宜神社本殿

一棟

(登録)

舞鶴市字森
弥加宜神社

一間社流造、正面軒唐破風付、銅板葺

附 棟札 一枚

銘札 一枚

延享四年(一七四七)

当社は一般には大森神社と呼ばれている。延喜式内社とされ、旧は郷社であつた。

主祭神は天御影命、相殿に八幡神を祀る。「大森大明神本社再興記」(延享四年・一七四七)によると、慶長十四年(一六〇九)建立

の本殿が腐朽したので、延享二年に事始めして、同四年に完成したとある。また同四年の棟札が残されており、それによると、森村、行永浜村の三ヶ村の惣氏子中による建立で、大工棟梁は丹波町(現舞鶴市字丹波)の寄金太郎兵衛政武、少工は同町の寄金孫四郎以下九名、木挽は本町の友岡小兵衛で、いずれも田辺城下の者である。

本殿は一間社流造で、軒を支える組物を二段にして、全体のたちを高くしている点に大きな特色がある。

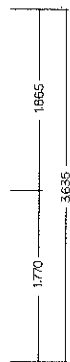
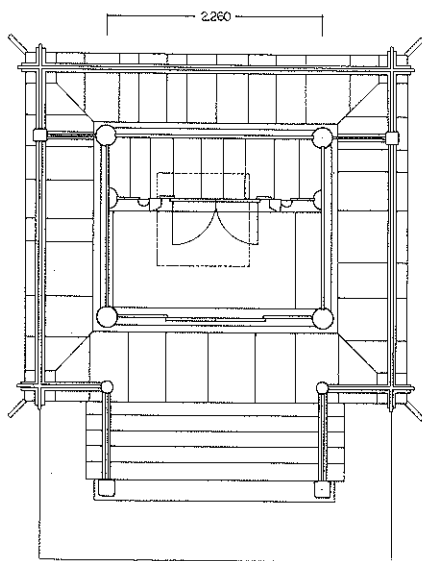
柱は土台建とし、身舎柱上に台輪をのせた上に出組斗拱を置き、中備の臺股は脚が一度内側へすぼまる丹後地方独特の形状を有する。組物には蛇腹支輪を取り付けて下桁(いま仮にそう呼ぶ)をのせ、その上にさらに平三斗を組んで、身舎正背面は丸桁を、側面は二重虹梁大瓶束の妻飾をのせる。化粧棟をうける大瓶束に唐獅子を飾っており、この位置に唐獅子を飾るのは珍しい手法である。

柱頭の本鼻は、柱上に象鼻のほか麒麟や海馬など架空の動物の彫刻を飾っているのが目をひき、下桁の交差した先には雲紋及び波頭紋の本鼻を添えている。

身舎の軒を高くすることにより向拝の桁位置も高くする必要が生じるが、このことを利用して、向拝の組物を二段にするとともに、広い中備部分にスケールの大きな竜の彫物を飾り、上部の軒唐破風内に菊花彫刻を充てんして正面を強調している。組物の積上高を大きくする



全 景



平面図



側 面

ために三斗組物を二段重ねるが、通常の組物では足らず、大斗だけでなく巻斗も丈の高い皿斗にする工夫が見られる。
脇障子には、向かって右が唐獅子牡丹、左が鯉の滝昇りの彫刻を取りつけている。浜縁をつくり、身舎の縁も含めて腰組を用いている。
内外陣境の扱いにも独創性が看取される。すなわち、幣軸付の板扉構えの両脇に独立した円柱を立て、内法長押で固め、柱上に三斗組物をのせて外陣格天井を受ける天井桁をささえており、組物の間に水流に菊花を散らした彫刻をはめている。外陣正面は腰付格子戸四枚引違いとする。屋根葺材は、昭和十年に檜皮葺から銅板葺にかえられているが、檜皮葺は大正六年に改められたもので、それ以前はこけら葺であったと考えられる。

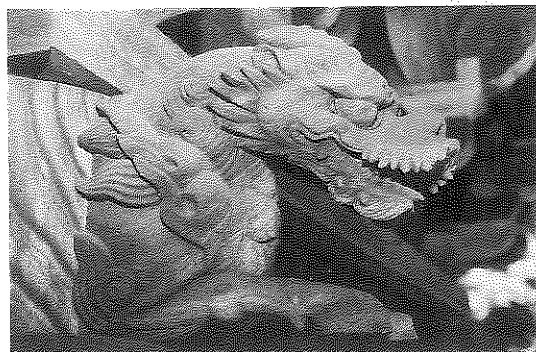
材質は櫟を主とし、素木のまま用いる。虹梁等に彫られた絵様は時代相応であるが、水引虹梁に波頭紋様を用いるなど要所に変化をつけている。
当本殿は舞鶴地方に多く見られる二重組物を用いた神社本殿の好例で、細部装飾の用い方に独創性が認められる。



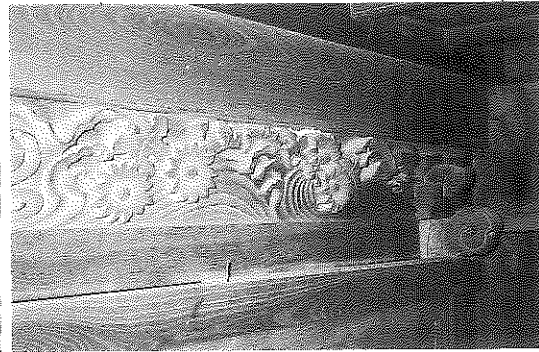
向拝柱・木鼻



向拝・彫物



身舎柱・木鼻



内陣正面上部

美術工芸品

しほんやくよくせいおんじんぎ
紙本着色清園寺縁起

附 清園寺略縁起

一冊

三幅（絵画・指定）

加佐郡大江町字河守八二三

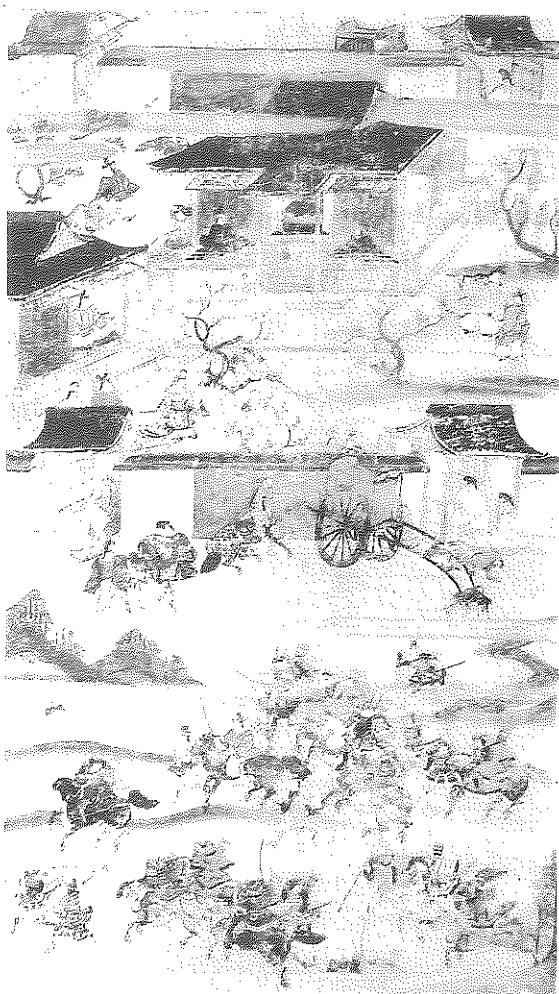
清園寺

（京都国立博物館寄託）

寸法 各幅 縦 九七・五cm 横 五四・六cm

時代 南北朝時代（一四世紀）

麻呂子親王伝説は丹波・丹後に広く分布するが、その主要な筋は親王の鬼退治と薬師如来への戦勝祈願、鬼征伐後の七仏薬師の奉祀である。



①

る。本縁起も、麻呂子親王の鬼退治の因縁に基づいて清園寺の開創にいたる次第を三幅の掛幅に描いている。

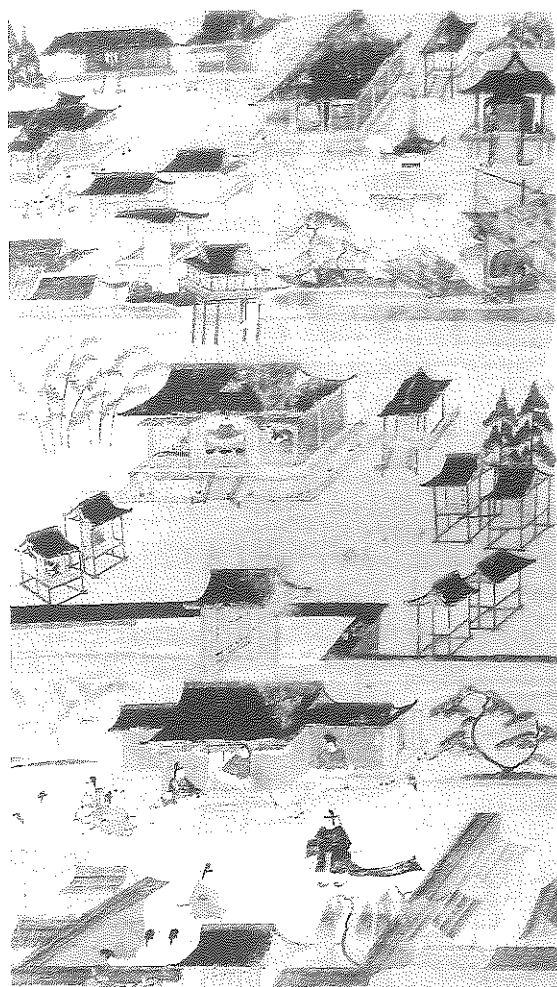
各幅とも適宜自然景や霞を配し、数場面に分かちながら、上辺右方から始めて順次下辺左方に向かって事件を描写している。画中に詞書や挿入句がないために、全体の物語を把握しにくいところもあるが、丹後地方に広く伝播する伝承や、本図と近い関係を有し、説明の字句の挿入されている等楽寺縁起や斎明神縁起等によって内容を知ることができる。

各幅は、例えば宮中は比較的広くとられ、合戦の部分は細かく分かれるという相違がみられるなど、場面ごとにその占める大きさが異なるが、構図は破綻なくまとまっており、絵巻として成立したものの写しではなく、当初から掛幅として制作されたものとみられる。

画風についてみると、なだらかな丘の表現、柔軟な線描をみせる人物の描写、緊密感のある牛馬の表現に大和絵の伝統が濃厚にみられる。制作年代は南北朝時代と考えるのが妥当であろう。

麻呂子親王関係の縁起絵としては、他に前述の等楽寺縁起、斎明神縁起の絵巻が残るが、本縁起絵は大型の掛幅として特異なものであり、さらに画中に詞を持たないものの、麻呂子親王伝説を語る最古の絵画資料として貴重なものである。

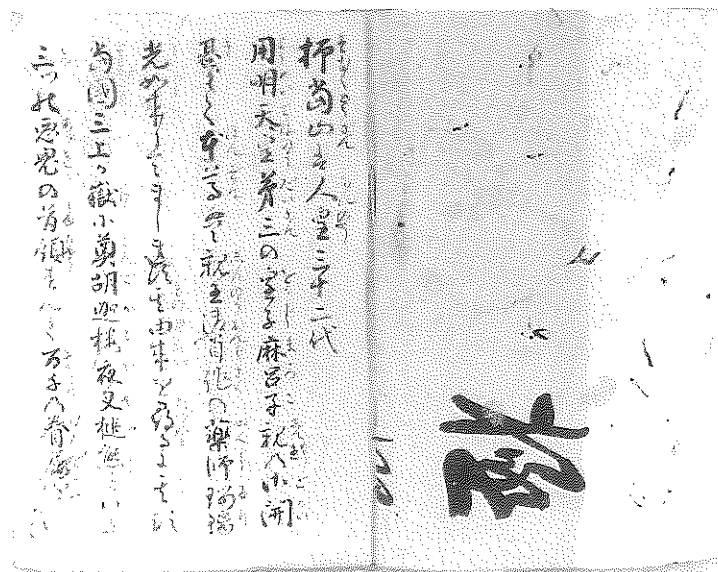
なお、本縁起に付属する天保一二年（一八四一）の年記のある「当山（清園寺）略縁起」一冊は、縁起絵を直接絵解きしたのではなく、近世的伝承を取り込んで変化した縁起文ではあるが、おおよそ縁起絵の内容と合うものであり、麻呂子親王伝説を知る一資料として価値がある。



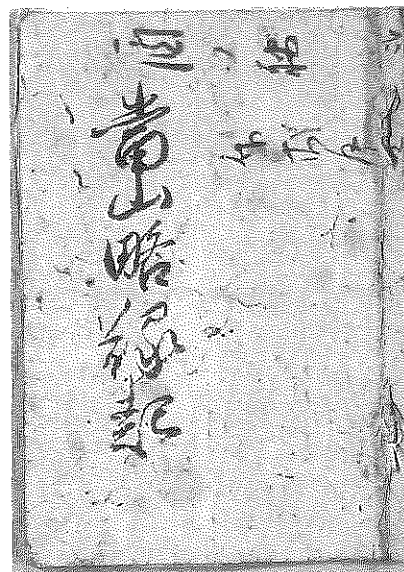
③



②



清園寺略縁起 (本文)



清園寺略縁起 (表紙)

紙本著色斎明神縁起

一卷（絵画・登録）

竹野郡丹後町字宮小字宮台二四五

竹野神社

（京都国立博物館寄託）

寸法 縦 三〇・四cm 横 九三・一・四cm（二〇紙継）
時代 江戸時代（一七世紀）

紙本著色卷子装。清園寺縁起、等楽寺縁起とともに麻呂子親王説話を絵画化した作品である。

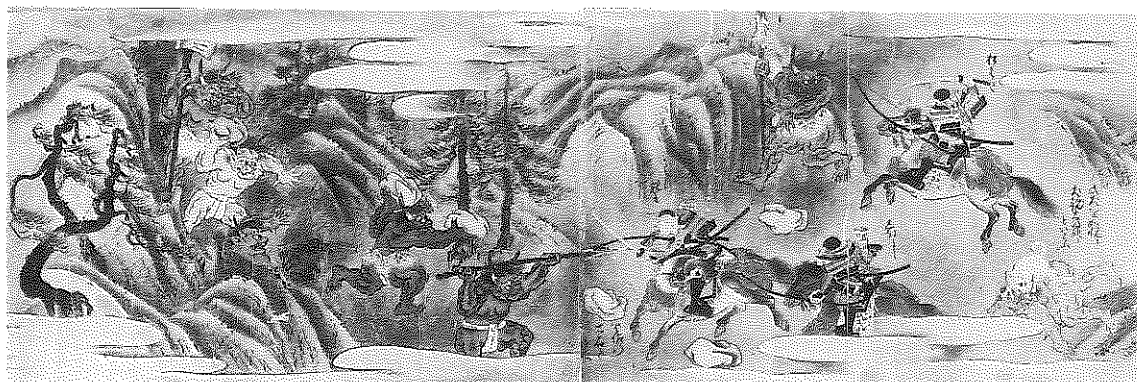
竹野神社は式内社で、祭神は天照大神、通称斎宮という。

本縁起の特徴としては、先行する清園寺縁起や等楽寺縁起に比べて、伊勢参籠の物語や伊勢の化身の老翁が現われることなど、伊勢神との関係が強調されることがあげられる。この伊勢参籠・化身出現の物語は、酒頭童子の物語で八幡・住吉・熊野への参籠と、その化身を描くのと通じ、清涼殿の場面で四将が描かれる点も考えあわせ、酒頭童子との融合があったことが考えられるが、この四将がその後は登場せず未消化であることからすると、その初期状態を示しているものといえる。一方、分置された薬師霊場の寺院が七か寺に限定されていないことは、伝承を広く採用したものかと考えられ、この斎明神縁起の段階において、伝説が肥大化し、変化していく過程が窺われる。

全体は漢字のみで記された独立した詞書によって五段に分かれ、画中にも補足的な挿入句がある。各段の絵は詞書を除くと連続するので、本来絵のみの一巻であったものを分段したことが推定されるが、絵と詞の料紙の紙質にさほどの相違がなく、かつ、画風、書風から推定される年代にも差が少ないので、詞書を挿入した時期は制作後間もないころと考えられる。

画風は、室町後期以来のお伽草子に通じるものであり、山容描写にみられる墨色の重々しい表現には、室町時代の水墨画を思わせるところがあるが、大ぶりに描かれる人物表現には、近世的な趣が強く、制作時期は江戸時代に入っているものと思われる。

この縁起は、首尾完結しており、伝承の一変容を伝える資料として貴重である。



紙本著色等樂寺縁起

一巻（絵画・登録）

竹野郡丹後町字宮小字宮谷二四五

竹野神社

（京都国立博物館寄託）

法量 縦 三二・〇 cm 横 五一六・〇 cm（一一紙継）
時代 桃山時代（一六世紀）

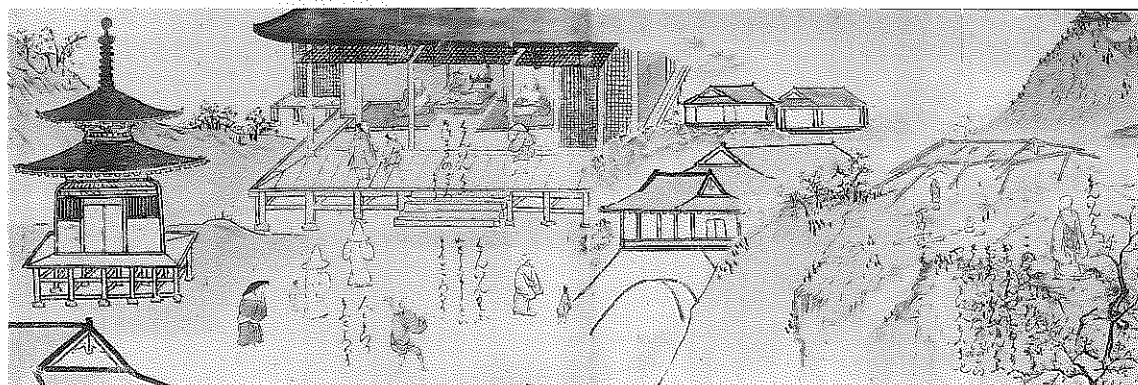
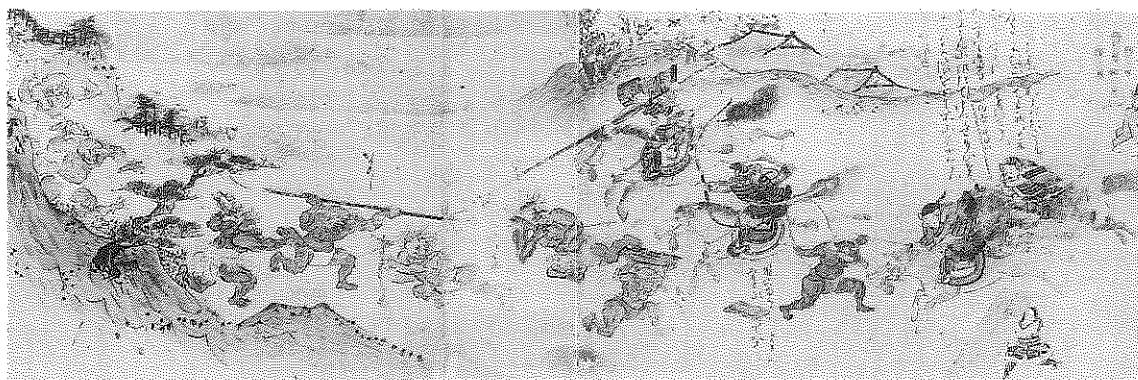
紙本著色卷子装。独立した詞書はなく、連続して展開する絵のみで構成され、適宜画面の所々に説明の文章を書込む。

この縁起絵は、麻呂子親王（この縁起では「皇子」わうし」とのみ記される）による丹後の鬼賊退治、七仏薬師分置という寺の創建の物語を描く。前半を欠失するため、原題を知り得ないが、画中文字に、「当寺の本尊は第五番に作りたてまつらせ給ひけり」とあること、また、巻末に寛印供奉による再興を伝えていることから、近世の地誌類が一致して七仏薬師の第五番として挙げ、かつ、寛印供奉の再興を伝えている弥栄町等楽寺の縁起とみてまちがいないものと思われる。

寛印は、丹後与謝郡の人で俗姓紀氏。良源、源信の二師に従い、内供奉に勅任され、のちに丹後に帰り、古寺に閑居し、もっぱら法華を誦したと伝えられる僧である。

制作に当たっては、清園寺縁起のような当時丹後に伝来していた先行本によっているものと思われる。図様の相似がある。制作年代は、大和絵の伝統的な描法のなかに漢画の影響も見られるところなどから一六世紀と考えられている。

この縁起は前半を欠失し、途中で図様が連続しないところもあって、完存していないが、画中文字によって説和内容が知られる古資料として貴重である。



もくろふぜんどうだいしりゆうで
木造善導大師立像

附 善導寺本尊縁起

一巻

一 軀（彫刻・指定）

善導寺本尊縁起

一巻

巻末に焼損の古写本を写した旨の朱書がある

京都市左京区田中門前町一〇三

善導院

寸法 像高 七七・六cm

時代 鎌倉時代（一二世紀）

この像を伝える善導院は、現在、京都市左京区百万遍知恩寺山内の塔頭である。

善導（六一三―八一）は唐代の僧で、浄土教の教義を大成し、わが国の浄土教に大きな影響を与えた。わが国に残る善導の立姿の肖像としては、知恩寺の画像（重文）や知恩院の彫像（重文）がよく知られている。浄土系の寺院で盛んに制作されるが、鎌倉時代に遡る作品は比較的珍しい。

やや瘦身で目尻、頬、首に皺を表す。胸前で合掌し、左足をわずかに踏み出して体をやや前に倒し、顔を左上方に向け開口し、念仏しながら歩みを進める姿をとる。口には上歯六本、下歯六本を表す。口内右奥に針金を刺し止めたような角穴が貫通する。袈裟の紐に金属製の環を付ける。

彩色は全体に古色を呈するが、もともと肉身部は肉色で、袈裟の表は、条葉部は金泥で雲気文、田相部は金泥で雷文が線描され、法衣は同じく金泥で植物の葉と団花文、裳には金泥で二繋ぎ文と唐草文が線描されている。

構造は、頭部は左耳前と右耳後を通る線で前後二材矧ぎし、襟際の線で体部に差し首する。体幹部は前後矧ぎ、体側部に各一材を寄せ、衣の右袖垂下部、右腋下の袈裟等に小材を寄せる。両手首より先別材製。両足首より先各別材製。さらに足柄に別材を寄せる。

善導院像は動きに富み、表情も実人的であるが、誇張に墜ちることがなく、一心に念仏する善導の姿が見事に活写されている。なお、前述のように口腔の奥には針金を刺したような角穴が残り、小化仏の姿



が口からでていたものと思われる。鎌倉時代に遡る数少ない善導の肖像というばかりでなく、鎌倉時代の写実性の水準の高さを示す作品として美術史上の価値は極めて高い。

また、善導院にはこの像の伝来を記した縁起が二巻伝わっており、それぞれ末尾に大永二年（一五二二）三月一日、聡蓮社等誓の奥書がある。一巻は中世末から近世初頭の書写と思われる、料紙の上辺に焼け焦げの跡が残る。もう一巻は、巻末に記された朱書によれば、焼けて修理されて伝わっていた縁起（前記の縁起を指すかと思われる。）を写したものであるとあり、近世に入ってから書写であると思われる。両者は細かな部分で相違があるが、ほぼ同一の内容であり、それによれば、この像は、唐の高宗の命で善導が自刻したもので、数々の奇瑞を現したが、大仏再興のために入宋した重源が帰朝の際、ひとりの沙門に姿を変えて共に乗船し、渡ってきたという。後白河法皇は宮

中に堂を造ってこの像を安置したが、後柏原院の御宇に岡の院に移し、さらに南御霊の厨子兼康町（現・上京区今出川通小川東入）に一宇の精舎を建立し、勅して善導寺と号し、この像を移し、小川水落の住僧等上人を住持として申し付けたという。伝説的な部分も多いが、この像が善導院に安置されるようになったいきさつを物語る資料となるものである。



大徳陽善尊の尊像を
 御宇に南御霊の厨子兼康町（現・上京区今出川通小川東入）に一宇の精舎を建立し、勅して善導寺と号し、この像を移し、小川水落の住僧等上人を住持として申し付けたという。伝説的な部分も多いが、この像が善導院に安置されるようになったいきさつを物語る資料となるものである。

善導寺本尊縁起（新写本）

大徳陽善尊の尊像を
 御宇に南御霊の厨子兼康町（現・上京区今出川通小川東入）に一宇の精舎を建立し、勅して善導寺と号し、この像を移し、小川水落の住僧等上人を住持として申し付けたという。伝説的な部分も多いが、この像が善導院に安置されるようになったいきさつを物語る資料となるものである。

善導寺本尊縁起（古写本）

鰐口^{わにぐち}

永徳二年壬戌十二月廿五日の刻銘がある

一口（工芸品・指定）

亀岡市宮前町宮川神尾山三

金輪寺

（亀岡市文化資料館寄託）

寸法 面径 四四・五cm

時代 南北朝時代（永徳二年＝一三八二）

鑄銅製。表裏とも甲盛がやや高く、側面は鎬が無く表裏が真直にながる。両面とも同文で、圈線によって四区に分かれた、中央には八葉複弁、蓮実、蕊を表した撞座を鑄出す。目、口唇の出は小さく、両肩に両面合せ型の耳を鑄出す。

金輪寺は本山修験宗の寺で、近年までこの鰐口が掛けられていた本堂も江戸時代初期の天台系本堂の特徴をよくそなえた建造物としてしられる。

この鰐口は銘文によれば、もともと船井郡五ヶ庄内河内村玉泉寺の鰐口として作られたことがしられるが、現在玉泉寺については詳らかでなく、金輪寺に移された由来も明らかでない。

しかし、作者の沙弥圓道は京北町細野薬師寺の永和元年（一三七五）年銘の梵鐘にも大工として名が刻されている。

片面に長期間壁に接していたため水分の影響によって発生したと思われる腐食が一部あるものの、大振りであり、願主名や作者名がしられるなど、南北朝時代の鰐口として注目すべき作品である。

銘文

（上から右）

丹波国船井郡五ヶ庄内河内村玉泉寺鐘也

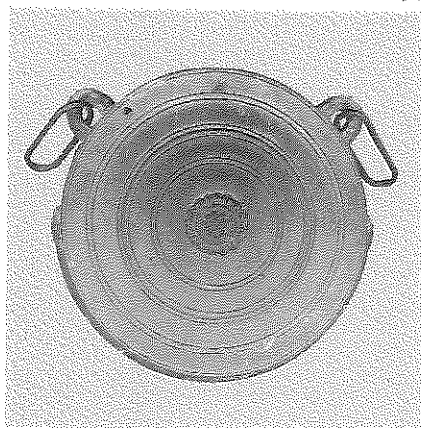
（上から左）

永徳二年壬戌十二月廿五日大願主有高大工沙弥圓道

裏



表



鰐口^{わくぐち}

明徳元年四月十六日の刻銘がある

一口（工芸品・指定）

綾部市睦合町前田一三

宝蔵寺

寸法 面径 二六・〇cm

時代 南北朝時代（明徳元年＝一三九〇）

銅製。両面とも同文で甲盛が強く、圏線によって三区に分かれた、中央には撞座を設けず素文であり、古様を示す。目、口唇は同寸の出で、肩部に両面耳を鑄出す。表面外区に当初の刻銘、裏面外区に後刻銘を記す。

現在この鰐口のある宝蔵寺は臨済宗南禅寺派で、天文二三年（一五五四）寿岳宗永の開創と伝える。

寺伝では、この鰐口は付近の薬師堂にもともと掛っていたものであり、堂が廃されたときに、他の什物とともに宝蔵寺に移されたと伝える。

比較的小型の鰐口であるが、撞座を設けない点など古様を示し、南北朝時代の鰐口として注目すべき作品である。

銘文

（表面右から下）

明徳元年四月十六日^{（カ）}ちうりやう

（表面上から左）

はるのかしやうしのかねれんあみ^{（カミカ）}

（裏面上から右）

丹波国上林神谷薬王寺

（裏面左から下）

承應四乙未三月吉日敬白

表



裏



鰐口^{わにぐち}

應永十七年^{庚子}十一月十八日の刻銘がある

一口（工芸品・指定）

綾部市睦寄町君尾一の一

光明寺

寸法 面径 四一・〇cm

時代 室町時代（応永一十七年＝一四一〇）

鋳銅製。両面とも同文で甲盛を付し、圏線によって三区に分かれたれ、中央には八葉複弁、蓮実、長い蕊を表した撞座を設ける。目、口唇の出は小さく、肩部に両面耳を鋳出す。表面外区に上から左右に銘文を刻す。

光明寺は君尾山の中腹にあり、寺伝では聖徳太子開創、理源大師再興と伝え、真言宗醍醐派に属す。仁王門は鎌倉時代の建築で国宝に指定されている。

この鰐口は最近まで本堂（天保七年（一八三六）建立）の正面に掛けられていたものである。

銘文から制作年代、作者、勧進僧がすべて明らかであり、当初から光明寺に伝わったものであることがしられる。資料的な価値が高く、また大型で、鋳上がりもよく、室町時代初期の注目すべき作例である。

銘文

（上から右）

奉施入丹波国何鹿郡於上林庄君尾山光明寺本堂勧進聖性賢

（上から左）

右仰十方且那之志速此鰐口成就者也應永十七年^{庚子}十一月十八日惣大

工若州上金屋

表



裏



鰐口

明徳五甲戌年七月日の刻銘がある

一口（工芸品・指定）

舞鶴市字河辺中二九四の一

千手院

（京都府立丹後郷土資料館寄託）

寸法 面径 三五・五cm

時代 南北朝時代（明徳五年＝一三九四）

鑄銅製。両面とも同文で甲盛は比較的少ない。圏線によって四区に分かれたれ、中央には八葉複弁、蓮実、蕊を表した撞座を設ける。目、口唇の出は比較的少なく、肩部に両面耳を鑄出す。表面最外区に上から左右に銘文を刻す。

現在この鰐口を伝える千手院は臨済宗東福寺派で、地域の人々を通じて隣接する八幡神社と結び付きが深い。

この鰐口も、もとは八幡神社に掛けられていたものである。さらに、銘文にある岩津森がこの八幡神社の旧名称であることは、同社に現存する正和二年（一一三三）銘の岩津森大明神社棟上の棟札等からもしられる。したがって、この鰐口は当初からこの地を動いていないことが推測される。

八幡神社は、近世には河辺谷六カ村の氏神であり、また、中世においても志楽庄河辺村の鎮守として崇敬されていたことが前記の棟札等からしられる。

この鰐口は技法も優れており、外区の圏線が多く、撞座の八葉複弁も鮮明に鑄出され、形態も比較的扁平で洗練された作風である。この時代の鰐口の基準作例として注目すべきものである。

銘文

（上から右）

丹後国志楽庄内河部岩津森

（上から左）

明徳五甲戌年七月日信心諸且施主等敬白

表



裏



長福寺文書(二三〇通)

一三卷、一八幅、四一通(古文書・指定)

京都市右京区梅津中村町三七

長福寺

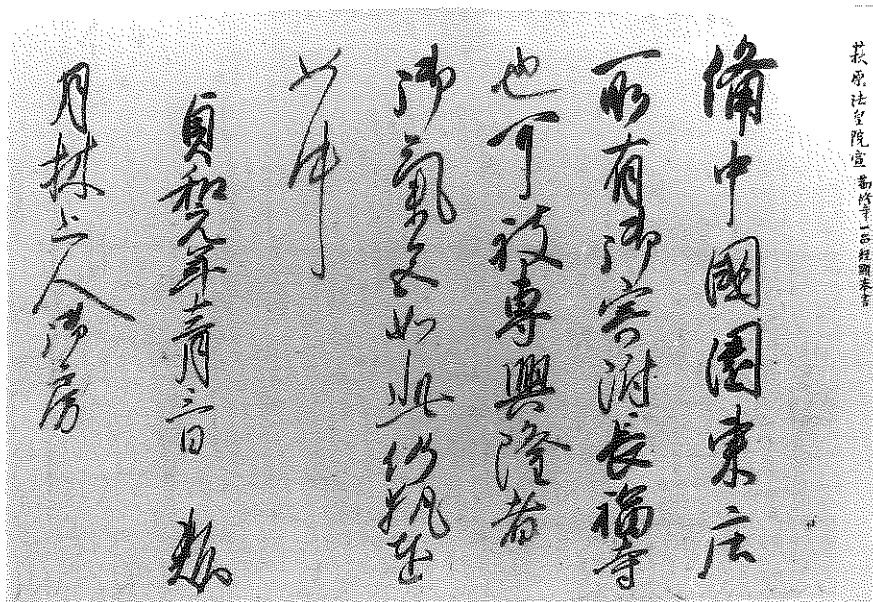
(うち八巻は京都国立博物館寄託)

長福寺文書は、葛野郡梅津村(現在右京区梅津中村町)に所在する臨済宗南禅寺派の長福寺に伝来した一群の文書である。主要な文書が江戸時代に八巻に成巻されて、現在に至っている他、卷子装・掛幅装の文書等を含んでいる。

長福寺は、梅津を開発した領主である梅津氏の末裔尼真理によって創建された。当初は天台宗寺院であったが、南北朝時代に禅僧月林道皎が入寺し、花園法皇の庇護を受けて隆盛に向った。応仁の乱で荒廃したが、山名宗全の援助によって再建し、江戸時代には三五〇石の寺領を有する規模の大きな寺院であった。

文書は、鎌倉時代前期から江戸時代に至るもので、歴代の天皇・上皇・將軍等による、寺領の安堵に関する文書を始め、月林道皎が入寺する際に大檀那である肯信が寄進した敷地・田畠を筆頭に、室町時代に寄進された寺領に関する文書、寺内の金融である祠堂錢に関する文書など多岐にわたっており、当寺と広い範囲に及ぶ当寺領についての根本史料である。しかも文書の大多数が伝来の確かな正文であり、古文書学的な観点からも高く評価されるものである。

花園法皇院宣 勅許(二卷) 長福寺



花園法皇院宣

備中国園東庄」所有御寄附長福寺」也、可被專興隆者」御氣色如此、仍執達如件、

貞和元年十二月三日

月林上人御房

(花押)

奉寄進

都城國梅津院福寺僧堂 奉寄進 佛供

燈油并風履新田事

合陸院者

在梅津院內 坪付中代 作人并其別姓

右本尊并田地有自藤原氏出... 手自信相傳領知者相違者也而唐慮貳年... 正月必日於當寺修佛造營僧堂之刻御本尊... 未作之間事以此本尊奉求貴僧堂以件田... 地為佛供燈油并每月八日供養僧眾佛燈利... 田永代奉寄進

月林大和尚若也所集功德奉為銀教知道大師... 奉願真理大師先師知性律師行覺禪定門... 乃至諸君平等利益仍奉寄進之狀如件

奉寄進

山誠國梅津院福寺僧堂 奉寄進 佛供

燈油并風履新田事

合陸院者 在梅津院內 坪付中代 作人并其別姓... 右本尊并田地有自藤原氏出... 法名知道之手 貴僧相傳領知無相違者也... 而唐慮貳年 正月必日於當寺修佛造營僧堂之刻 御本尊 未作之間事以此本... 尊奉求貴僧堂以件田 地為佛供燈油并每月八日供養僧眾佛燈利... 田永代奉寄進

曆元三年二月十九日

背信(花押)

足利直義書下

丹後國河上本庄雜掌能育申 上極藏人入道性基重防當庄領家職 由事... 右如去歷元元年九月日雜掌訴狀者 當 國守護代源防之由就訴申 同十月八... 日 被下 院宣之間 停止彼說可沙汰居 佛草之旨 度々違奉書之處上極... 藏人入道 性基重令押領上者 可被停止云々 就之今 年三月廿八日可明申... 之旨融違之處 去月 卅日出請文書 如彼狀者 當庄領家職事 相尋下國代... 官之処 為地頭職之外之由令 注進之上者不可請申云々 爰知種掌備 進元... 應二年十二月廿三日國東下知狀者 丹 後國河上本庄雜掌親氏與地頭代覺集... 相論所務々事 右六波羅注進狀擬有 其沙汰之処 兩方和与舉 如親氏狀

源朝臣... 曆元三年二月十九日... 源朝臣(花押)



源朝臣

源朝臣(花押)

者 一、當 庄公田畠在家山野以下可中分事 一、仏神 人給免田并所職同... 可令折中事 永代 守此狀可致沙汰云々者 當庄者地頭領家 中分之由所見... 也 隨而地頭職之外不可相 語之旨 性基出狀之上者不及異議 然則於 領... 家職者任先例雜掌知行不可相違 狀如件

曆元三年七月十七日

笠置寺再興勸進状

附 笠置寺縁起

一冊

一卷（古文書・指定）

相楽郡笠置町大字笠置小字笠置山二九

笠置寺

寸法・形状 笠置寺再興勸進状

卷子装。縦三三・五cm。

全長二四五・三cm。五紙

継ぎ。

笠置寺縁起

袋綴装 縦三一・八cm。横二四・

六cm。四〇紙。

時代

笠置寺再興勸進状

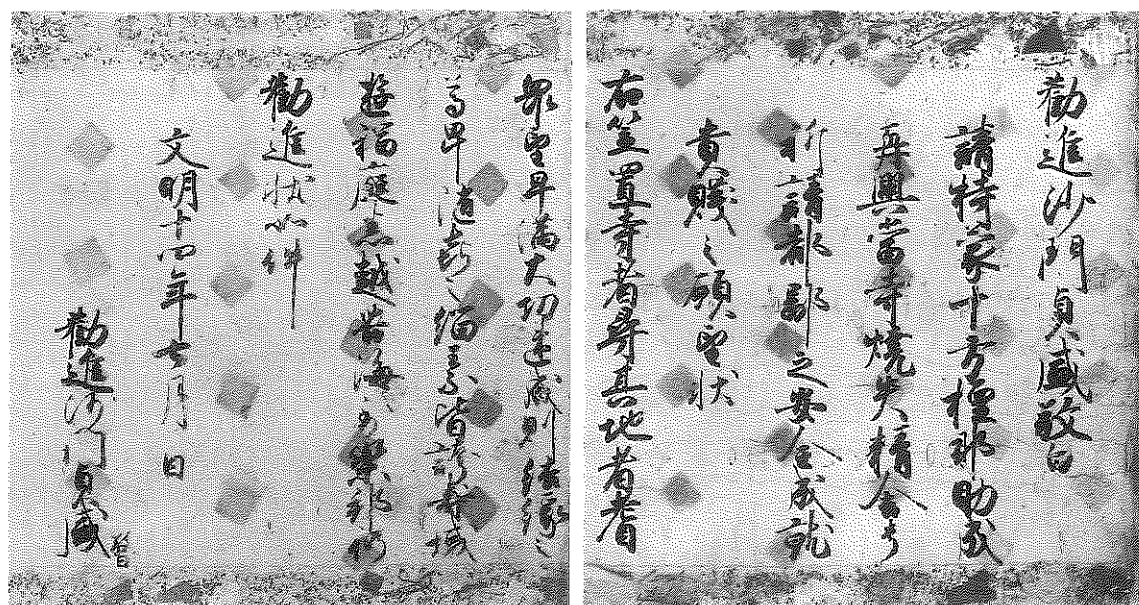
文明一四年（一四八二）

笠置寺縁起

天文七年（一五三七）

この勸進状は、文明一四年に当寺を再興しようとした際、広く寄付を募るため、勸進僧貞盛が当寺の沿革と、再興の趣旨を述べたものである。天地に金銀切箔野毛散らし、紙背に銀切箔を散らす。界高二七・五cmの金界を引く。装飾料紙に当代の能筆が筆を執った室町時代後期の勸進状の典型である。本文は、先ず当寺は天武天皇の発願によつて建立され、弥勒菩薩の住む兜率内院にたとえられること、代々の崇敬を集めたことを述べる。さらに元弘の変に火災に遭い、また応永五年に重ねて火災の難に遭つて衰退し、今に至つてゐることを記す。そのため一山の決議を受けて、僧貞盛が建立の祈念を励まし、多くの人々の支援を求めている。当寺は、度重なる火災によつてその歴史を物語る史料に乏しいが、この勸進状は数少ない根本史料の一つであり、価値が高い。

笠置寺縁起は、創建から元弘の変に至る当寺に関する記録をまとめたもので、「天文七年戊戌卯月廿二日 書写」という奥書があるが、本文中には「今文明十四年に至る」という表現があり、原本は勸進状と同じ文明一四年頃作成されたもので、勸進状作成との関連も推定される。現在伝来しない史料を引用しており当寺の歴史を知る上で、欠くことのできないものである。なお『大日本佛教全書』寺誌部一に収める「笠置寺縁起」はこの笠置寺所蔵本を底本としている。



おこなかとしりやくけいす
大 中 臣 氏 略 系 図

附 幡

一幅

一卷（古文書・指定）

福知山市字 榎木五四

桐村正春

寸法・形状 系図 卷子装。縦三〇・六cm 横五三〇・三cm。

八紙継ぎ。

幡 掛幅装。横 三八・〇cm。

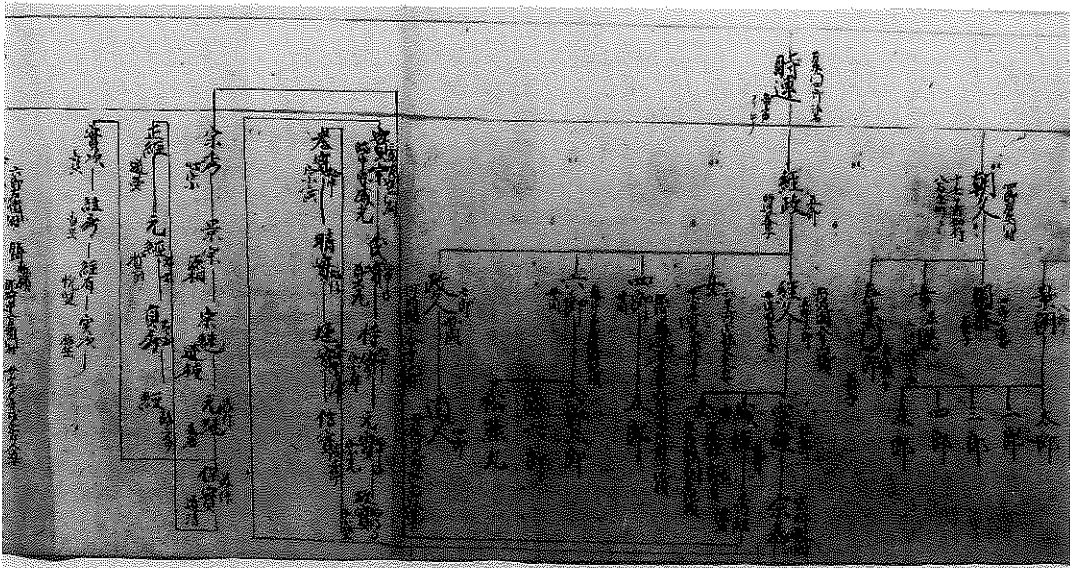
時代 鎌倉時代 延慶二年（一二〇九）。附 室町時代。

桐村家は中世武士大中臣氏（おこなか）の一族で、鎌倉時代後期頃、丹波国金山郷地頭として土着した大中臣経久（おこなか）を祖とする一流である。室町時代には有力な地方武士として、同族の金山氏とともに当地に勢力を張ったが、江戸時代には農民となった。本系図は奥書に「右系図ハ延慶二年大略治定畢」と記されており、この年に作成された一本と推定される。恐らくは経久の代に丹波に移住するに当って、書写されたものであるう。

本文の主要部分は一筆のていねいな楷書であるが、追筆部には行書が混じる。巻首・巻末が一部欠けており後筆で補う。系線は主要部は朱線、追筆部は墨線。全文にわたって墨点で仮名を付す。本文は藤原氏北家を遠祖とする原系図に、鎌倉時代最末期の那珂氏の所領注文を書き加え、さらに丹波移住後、室町時代末までの金山氏・桐村氏の歴代を書き継いでいる。注記は詳細で「或説云」「日記見之」といった表現があつて、複数の記録を参照して作成されたことが明らかで、またその内容もその時代の史料とよく一致し、信頼すべき史実を多く含んでいる。鎌倉時代にさかのぼる武家系図の原本として全国的にもまれな伝来例であり、武士団の親族関係など中世の武家社会のあり方を知る上で貴重な史料である。なお、本系図全文の釈文は、網野善彦氏「桐村家所蔵『大中臣氏略系図』について」（一九八二年、『茨城県史研究』四八）に掲載されている。

附とした幡は絹本で、上部は一字に二つ巴を紺地で染め抜き、下部に「八幡大菩薩」と大書する。破損が著しいが、その名号は裏書によれば愚中周及筆と伝えるもので、系図とともに桐村氏の由緒を物語

る史料として併せて保存を図ろうとするものである。



桐村家文書（八通）

一巻（古文書・指定）
福知山市字縮木五四
桐村正春

形状 全八通を大中臣氏略系図と同じ体裁の卷子装に仕立てている。

時代 室町時代

室町時代後期に桐村氏に宛てられた以下の八通の書状を一巻に仕立てたものである。

- | | | |
|-------------|---------|------------|
| ①（年未詳）卯月二日 | 細川晴元書状 | 桐村三郎左衛門とのへ |
| ②（年未詳）卯月二日 | 細川晴元書状 | 桐村一族中 |
| ③（年未詳）六月廿日 | 六角定頼書状 | 桐村三郎左衛門殿 |
| ④（年未詳）十一月三日 | 山名宗詮書状 | 桐村豊前入道殿 |
| ⑤（年未詳）九月十五日 | 武田信豊書状 | 桐村豊前守殿 |
| ⑥（年未詳）六月六日 | 武田信豊書状 | 桐村豊前入道殿 |
| ⑦（年未詳）三月廿日 | 細川氏綱書状 | 桐村豊前守殿 |
| ⑧（年未詳）九月十三日 | 小早川隆景書状 | 桐村豊前守殿 |

文書の時代の範囲は、①②の細川晴元が丹波守護となつた天文元年（一五三二）から、⑧の小早川隆景書状に「中国之儀、雲州尼子一途之条、過半靜謐」と見えるところから、尼子氏が滅亡した永禄末年頃（一五七〇）までと推定される。

内容は守護など戦国時代の丹波に関わりのある武将からの来信で、出陣の催促や軍忠に対する謝礼、守護代の相続に関する通知など、いずれも戦国期の丹波の政治情勢を示すものである。いずれも本紙の他に封紙が併せて残されており、文書の当初の状態をとどめている。数は少ないが、在地史料の乏しい丹波地方の戦国史を物語る貴重な史料である。釈文は『福知山市史』史料編二に掲載されている。



細川晴元書状

出張事、急度及
其行候、此砌一段令馳
走、蘆田越前守相談
抽忠節者可為神妙、
為其波々伯部伯耆守・茨木
伊賀守差下候、猶兩人
可申候也、謹言、

卯月二日 晴元（花押）
桐村三郎左衛門とのへ



細川氏綱書状

内藤跡目事、備前
国貞雖契約松永
甚介候、長頼以分別
息千勝相続上者、如
先々相談内藤忠節
肝要候、猶三好筑前守
可被申候、謹言、

二月廿日 氏綱（花押）

桐村豊前守殿

円頓寺惣門再興勸進状

一巻（古文書・指定）

熊野郡久美浜町字円頓寺七二七

円頓寺

（府立丹後郷土資料館寄託）

寸法・形状 卷子装。縦三二・三 cm 横二〇三・一 cm。四紙
継ぎ。

時代 室町時代 文亀元年（一五〇二）

この勸進状は、文亀元年（一五〇二）に、当寺の惣門を再建しようとした際に、寺の由緒を述べ、再建への助成を求めたものである。外題に「円頓寺勸化文 行能筆」とあるが藤原（世尊寺）行能（一二四〇年出家）では時代が合わない。一方、『実隆公記』文亀元年八月十九日条に「丹後国熊野郡佐野郷大治山円頓寺惣門修造勸進帳、真光院所望に依り、筆を染め了んぬ」との記述があり、実はこの勸進状を清書したのは、当代一流の文化人として知られた三条西実隆である。

天地に金銀切箔野毛を散らし、界高二八・〇 cm、界幅五・〇 cmの真鍮界を引いた鳥の子紙に流麗な行書で書かれている。美しい料紙に寺の縁起と再興の趣旨を述べる、室町時代後期の勸進状の典型である。本文は、その昔当地に鬼が出没して人々を悩ませていたところ、用明天皇の皇子の一人がこれを退治し、堂宇を建立して薬師如来の像や仁王の尊像を安置したという麻呂子親王説話に基づく縁起を述べる。そして近年惣門が露や霜に侵され、仁王の傷みが進んでいるため、十方の施与を頼んで「金銀銅鉄、綾羅錦繡、藤布草繩」の奉加を求めている。奉加物の中に藤布が含まれているのが、丹後らしい特徴を表わして興味深い。室町時代の勸進状の一典型であるばかりでなく、制作の事情が明らかな事例として、史料的价值が高い。

(釈文)

勸縁沙門 敬白

特に十方檀度の助成を蒙り円頓寺惣門の修造を加へ貴賤の結縁をす
めんをこふ状

夫、丹後国熊野郡佐野郷大治山円頓寺は草創を眇に玄風に觀にそのか
み化生の鬼類、邦域に充塞せしめ、民間これかために悩まれて、賦穀
しはく備をうしなふ、これによりて、用明天皇の御子なにかしの皇
子勅宣をうけて龍蹄を西雲に飛せ、械輪前を轢す、旌旗手を下つるに
異形の聚類たちまち憎竄てその屯をしらす、宛か日輝の朝露をけすよ
りも甚し、皇子則喟然として、此崔嵬にのほり、尖々たる雨杉を剪、こ
森々たる風松を斫て堂宇を起立し、本尊薬師如来の靈像を安置す、こ
れ鎮に海内は豊樂をやすんし、将来彼邪崩を二六の紙戟をかけ給ふか
それは当寺の濫觴也、しかるに末代土木のかせ其功かろく、頻に露往
霜来て惣門漸鏽漏にいたり、二王の尊像衰然たり、爰に、尚も髪を慈
悲の家に祝す、衣を柔和の流に漣て、忝なく仏教弘通伽藍紹隆の懇志
を存す、まさに今此惣門十方の施与をたのむて再興の修飭をとけんと
欲す、凡金剛力士の本誓如何とならば、転輪聖王一千二子の王子發願
して得脱せしむ、二子は千兄の教迹を獲せんかため、誓て金剛神と成
て門表を衛護し、遮惡靡善の標示をなせり、大師秘記の現文を鑲て口
決を密家の後葉にしめし給ふや、深意ある者乎、將又応仏涅槃の昔、
化生の邪類戒法を竊窺す、仏二神におほせて化生を伐碎せしむ、釈尊
すら降伏を此二神に勅す、いはんや凡夫の境界において、一事建立尺
魔の障礙、彼全力をあふかすんハ急速の成就を得てんや、早金銀・銅
鉄・綾羅・錦繡・藤布・草繩、所堪に随ひ奉加になくて、興隆檀施の
輩ハ子孫二神の威力をもて佳名を一洲に耀し、当来成仏の秘計もとよ
り二像の發願心也、誰人か此二神に首をかたむけさらむ、仰くへし、
責ふへし、就中、古百里奚は食を道路に乞て名を季代にのこし、今釈
は勸を万戸に叩て縁を法界に結はんといふことしかなり、仍勸する
所如件、

文龜庚酉秋八月初吉勸進沙門

敬白

勸縁沙門 敬白
特に十方檀度の助成を蒙り圓頓寺
惣門の修造を加へ貴賤の結縁を
すめんをこふ状
夫丹後國熊野郡佐野郷大治山圓頓寺
は草創を眇に玄風に觀に其功かろく
頻に露往霜来て惣門漸鏽漏にいたり
二王の尊像衰然たり爰に尚も髪を慈
悲の家に祝す衣を柔和の流に漣て
忝なく仏教弘通伽藍紹隆の懇志を
存すまさに今此惣門十方の施与を
たのむて再興の修飭をとけんと欲す
凡金剛力士の本誓如何とならば
轉輪聖王一千二子の王子發願して
得脱せしむ二子は千兄の教迹を獲
せんかため誓て金剛神と成て門表
を衛護し遮惡靡善の標示をなせり
大師秘記の現文を鑲て口決を密家
の後葉にしめし給ふや深意ある者
乎將又應仏涅槃の昔化生の邪類戒
法を竊窺す仏二神におほせて化生
を伐碎せしむ釈尊すら降伏を此二
神に勅すいはんや凡夫の境界にお
いて一事建立尺魔の障礙彼全力を
あふかすんハ急速の成就を得てん
や早金銀・銅鉄・綾羅・錦繡・藤
布・草繩所堪に随ひ奉加になくて
興隆檀施の輩ハ子孫二神の威力を
もて佳名を一洲に耀し当来成仏の
秘計もとより二像の發願心也誰人
か此二神に首をかたむけさらむ仰
くへし責ふへし就中古百里奚は食
を道路に乞て名を季代にのこし今
釈は勸を万戸に叩て縁を法界に結
はんといふことしかなり仍勸する
所如件

巫女埴輪^{みこはにわ}

(塩谷五号墳出土)

二軀(考古資料・指定)

附 一、埴輪残欠

一点

一、鉄器残欠

三点

一、須恵器

八点

船井郡丹波町字蒲生小字八ッ谷六二丁六

丹波町

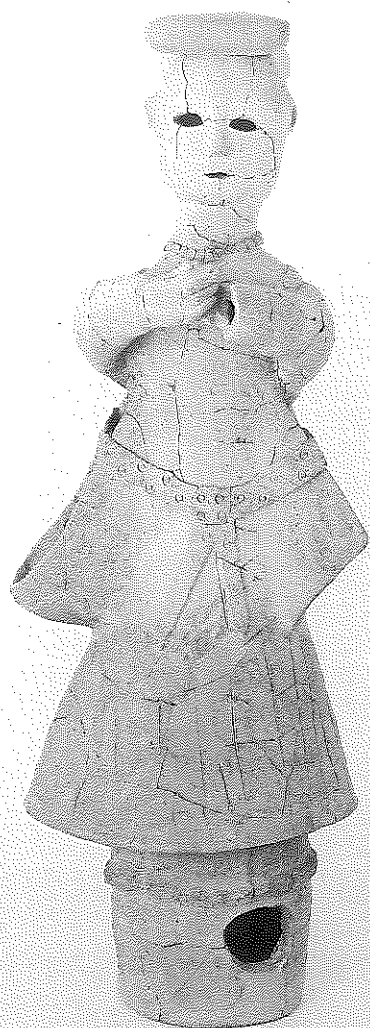
(財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター保管

寸法 復原高 七五cm。

時代 古墳時代

塩谷古墳群は船井郡丹波町字曾根に所在し、計一二基の円墳から成る。平成元年度に土砂採取工事に伴って発掘調査が行われた。今回指定とする遺物は、これらの中で最も大規模な五号墳から出土したものである。

巫女埴輪は、小破片となって埴丘裾の壕に埋没した状態で発見されたが、復原の結果、一体はきわめてよい状態で残っていることが判明



した。二体とも本来は墳頂部に並べられていたものと推定される。

残存状態の良い埴輪①は両手を前方に伸ばして直立する。頭部は目と口は切り込みを入れて表現し耳と鼻は立体的に表現する。衣服はヘラで縦方向に刻んでひだを表現した裳をはき、その上から、袈裟状の上衣を羽織る。更にその上にたすきと帯を掛ける。首回りには勾玉や丸玉の首飾りを表わす。足は表現せず、通常の円筒埴輪の下段と同様である。埴輪②は胴・手の一部と頭部の一部のみ残る。手の部分は①と若干の差異が見られる。

京都府内で巫女型を含め人物埴輪は二〇体以上確認されているが、それらに比べてもこの巫女埴輪の遺存状態の良さは特筆すべきものがあり、全国的にも貴重な資料である。また丹波の古墳文化研究になげかける問題も少なくない。

なお、五号墳の埋葬施設は遺存しておらず、遺物はわずかであったが、須恵器・鉄器が検出され、また周辺からは埴輪・須恵器が出土している。これらについても併せて保存を図るものである。



有形民俗文化財

泉川座人形浄瑠璃用具
いずみかわざにんぎょうじようりきようぐ

一二八点（登録）

加茂町

相楽郡加茂町大字里小字南古田二三

泉川座は、加茂町の井平尾（いびらお）に所在した素人の人形浄瑠璃の一座である。泉川の名は、木津川の別称にちなんだもので、一座はまた泉川連とも呼ばれた。この一座が何時、どのようにしてつくられたか定かでないが、明治の初期から大正の中頃にかけて活動し、近隣はもとより、遠く狭川・柳生（ともに奈良県）・朝宮（滋賀県）の辺りまでよばれて公演するなど、活発な活動をみせた。大正十年ころまでは、農閑期などに稽古が続けられていたが、その後急速にすたれた。この人形浄瑠璃用具は、その一座の所用具であり、人形の首二十九個を中心に、手、足、装束等合わせて一一八点が伝えられる。首のなかには、阿波の名人形師として知られる「人形富」（川島富五郎）・

「天狗久」（吉岡

久吉）の作品があ

り、また、それら

の修理に阿波から

人が呼ばれている

そのようにこれは

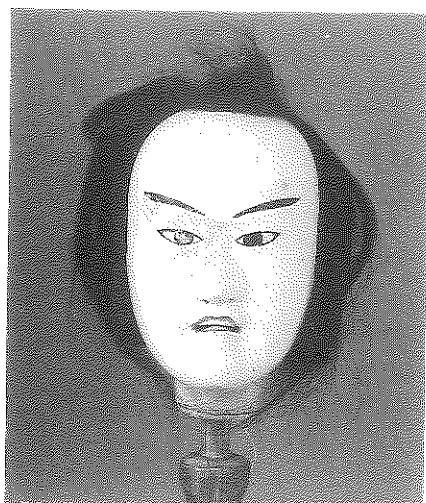
阿波系の伝承であ

るが、南山城にお

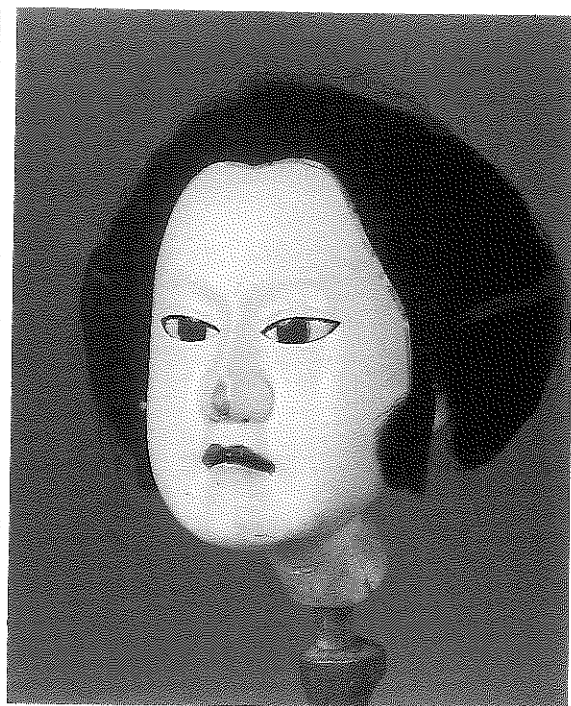
ける人形浄瑠璃の

流布を語る資料で

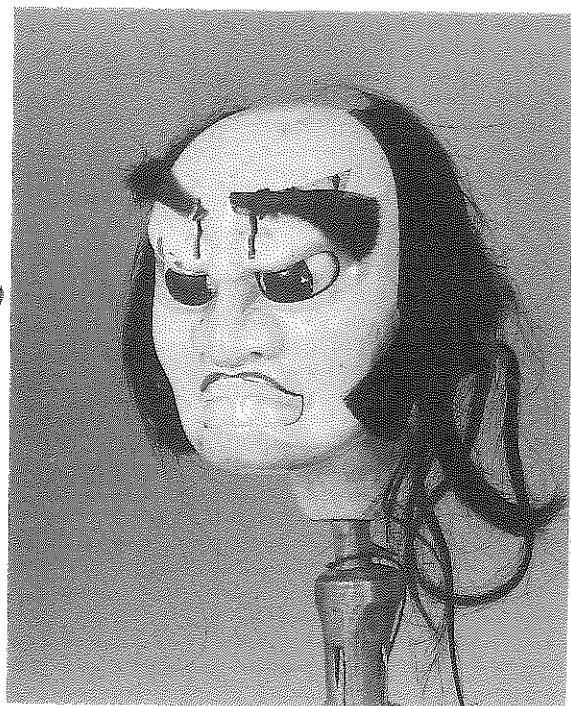
あり、貴重である。



006



007



015

無形民俗文化財

大井神社の立花行事

(指定)

大井町・並河区 並河区大井垣内
土田區 小金岐區
南金岐區 北金岐區

藤田野町・太田區

この立花(リッカ)は、並河に鎮座する大井神社の祭礼行事で、毎年八月十九日に行われる。

大井神社は「延喜式」神名帳にある桑田郡大井神社に比定される古社である。旧・並河、大井、宇津根、勝林島、土田、北金岐、南金岐、太田各村の氏神であったが、現在は、宇津根、勝林島が離れ小金岐が加わって、氏子は六地区となっている。立花行事はこの六地区が五組に分かれ、それに大井垣内が特別に参加するかたちで行われる。

祭礼が近づくと、各組はそれぞれの組織で立花つくりにとりかかる。リッカをイケルというところもあるが、作るというのが普通で、それはその呼称にふさわしくボクを用いてする松づくりが中心である。ボク(木)というのは立花の主体となる役枝その他の松の骨格である。その木は保存され毎年使用される。この木に、取り集めてきた松葉、松の荒皮、苔などを取り付け松に仕立てるわけである。その松づくりでは松枝の作製が一番大変で、特にそれをハグミとかハザシといっている。ハグミは葉組みで、松の細枝に錐で穴をあけるもの、松葉を選び元を削って葉を整えるもの、その葉を穴に差し込み松枝に仕上げるものなど協同作業で行われる。それとならんで古老や心得のある者がウスバタと呼ぶ花器に木を立て、適当な葉組みの枝を選んでそれに取り付けたりして立花に仕上げていく。作製する立花は各組一対である。ただし、その年の神前花の当番組は攝社・天満宮に献花するための一



瓶を余分に作る。また、大井垣内の場合は並河区の一地区でもあり、並河区の立花当番の年（並河区を構成する六垣内の輪番制で七年めに当る）には区の立花と大井垣内の立花各一对を作製する。この立花の作製には二三日を要するが、祭礼当日の昼頃には出来あがり、夕方に神社に献花される。ハナトウバンがその役に当る。神前花の当番組は本殿に向い合う拝殿正面に（そのため拝殿花ともいう）、その他の組は絵馬舎に設けられた所定の場所に立花を据える。それらの場所にはあらかじめ屏風を立てあるいは幕を回し、朱の花台が設置されてい

る。献花された立花は夜半まで参拝者の観覧に供される。当番垣内の花当番が霧吹きで立花の世話をするほか、特段の行事があるわけではないが、民俗として京都府内に残る唯一の伝承であり、また、この立花には寛文・延宝期（一六六一―一八〇）の立華完成期の花形を伝えるところがあり、華道の資料としても貴重なものがある。なお、この行事につけて、三代池坊専好の理論の全容を窺わせる伝書の写も伝り、延宝六年（一六七八）の刻銘をもつ一具の花器も伝存する。

神前花（太田区）



大井垣内



土田区



丹波の漆かき

(指定)

天田郡夜久野町字額田

丹波漆生産組合

漆掻きとは、漆の木に傷をつけそこから出てくる樹液を採取する仕事である。夜久野町はかつてこの漆かきの本場で、多くの男がそれを生業とし、毎年初夏から秋遅くまで各所に出かけ漆かきを行っていた。こうして採取された漆は丹波漆と呼ばれ、越前(福井県)その他の漆に比べ質の良さとその名が高かった。

丹波の漆かきの活動範囲は地元の天田郡を中心に、東は若狹・遠敷郡(福井県)、西は但馬(兵庫県)から美作(岡山県)、因幡・伯耆(鳥取県)、さらには九州にまで及んでいた。良い漆の木を求めて出かけたわけである。その良い木のある仕事場の選定を「山たて」といった。山たては、適宜に仲間をつくって行うことが多く、だいたいは秋の末までにそれを済ませ、資金の調達など次の仕事の段取りに取り掛った。樹液の質が良く、仕事もしやすいのは十五・十六年生の径五・五寸(約一五・五cm)くらいのもで、そうした木三〇〇本で「一人かき」とするのが理想的な山たてとされていた。一人かきとは適当に間隔をあけて木を休ませながら行う一人一シーズンの仕事量である。その間隔は五日目にもとの木に戻る「五日へん」が一番良いという。

漆かきは、六月十日頃の初鎌入れにはじまる初ウルシ以下、七月上旬すぎから九月上旬までのサカリウルシ、九月上旬すぎから十月いっぱいまでのトメウルシ、そして最後のセシメウルシと続く。初鎌入れは、荒皮を剥ぎ、はじめて刻み目を入れ樹液を採ることである。このとき刻み目は幹の一定部分の上部に一本、下部に二本入れられるが、この刻み目の数と長さを増やしながら秋まで採取し、刻み目が幹の全面に及ぶと木を伐り倒し、その枝を水に漬けたり焚火で暖めたりしながら強制的に搾り取った。セシメウルシはそれから出た名で、その漆は透明度では劣るが粘着力が一番強く友禅の型紙を作るのに重用された。

木を休ませながら行うこの採取法は、質を保ちながら樹液を最大限に採取するための方式であり、丹波漆のアシが軽い、ミが濃い、イロ



樹液をかきとる



刻み目を入れる

が良い、ニオイが良いと評される品質の高さはこの採取法によるところが大きいという。

漆の栽培は、明治になって近世諸藩の保護奨励がなくなり、その一方で養蚕その他が山村に広がっていくなかで漆畑が桑畑に切り替わるなど急速に廃れていった。また、生活の近代化とともに漆の需要も落ち込み、漆かきの業は東北の一部に残るばかりとなった。

丹波では昭和二十四年に丹波漆生産組合が結成されたが、その機能は早くに停止した。幸いその採取技術は衣川光治さんの努力で今に伝えられたが、生業としての基盤を失ってすでに久しく、技術そのものも伝承が困難になっている。

この丹波の漆かきは、民俗として重要であるばかりではなく、高度な漆工芸の保護のためにも必要な技術伝承であり、価値が高く貴重である。

丹後の藤織り

(指定)

宮津市国分(府立丹後郷土資料館内)

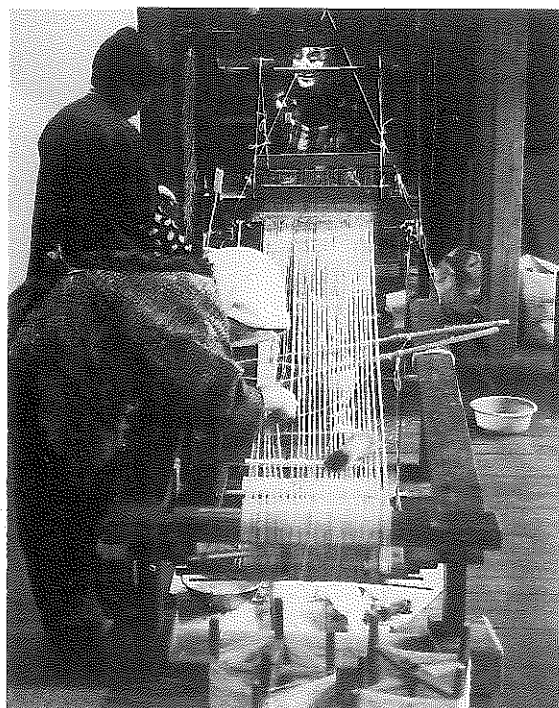
丹後藤織り保存会

藤織りは、山野に自生する藤づるの皮を剥ぎ、それから取り出した繊維を紡いで布に織りあげる民俗技術である。

その布は木の繊維の荒あらしさをのこすが、非常に丈夫で、古くから庶民の衣料として用いられた。『万葉集』にも、「須磨の海人の塩焼ぎぬの藤衣」とか「大君の塩焼く海人の藤衣」などと詠まれている。

そのように藤布は、科(しな)や麻とならぶ古来の衣料であり、ひろく全国に織られてきた。しかし、木綿の普及とともに急速に廃れ、江戸時代の中頃からその姿を消していった。丹後半島の山間部に伝えられてきたこの藤織りは、その流れを今に残す日本でただ一つの貴重な伝承である。

いま藤織りは、早春の材料採取―藤伐りにはじまり、フジヘギ(藤剥ぎ―中皮をはぎ取り細かくさばいて干しアラソとする)、アクダキ



機織り



藤績み

(灰汁炊き—アラソに木灰を加えて炊く)、フジコキ(アクダキしたもの)を谷川で晒しV字形の道具でしごく、ノシイレ(熨斗入れ—糠を溶いた湯に浸し繊維にふくらみを持たす)の工程がつづく。灰汁たきから熨斗入れまでは一日の仕事だが、こうしてようやく糸に紡ぐフジウミ(藤績み)の段取りとなる。その藤績みは糸の太さを見極めながら糸と糸とを一本につなぎあわせる根気のいる仕事であり、かつては冬じゅうかかって行われていた。藤績みされた糸は糸車にかけてヨリカケ(撚掛け)され、糸枠にまいて乾かされる。その後に整経そして機織りとなるが、機織りは全工程のうちほんの僅かで、雪どけの春三月のことである。

大正頃、この藤布は上世屋だけで年間四〇〇反も織られ、冬になると藤織りの機音が夜更けまで聞えたという。その藤織りもいまでは年離れた女性の手で細々と行われるばかりであるが、民俗技術として価値が高く貴重である。

田歌の神楽

(登録)

北桑田郡美山町大字田歌

田歌区

田歌は由良川の源流域に位置する小村である。この神楽は、その氏神である八坂神社の七月十四日の祭礼に行われる芸能である。それは、般若面の鬼二、髪をつけ顔に限どりを施した奴三、ひよっとこ面でササラをもつひよっとこ、女装でしゃもじを手にするお多福面のお多福背に樽をおい頬かぶりした髭面の樽負いじい各一人という構成で行われる、太鼓打ちを主とする芸能である。少年がつとめる鬼の他は、成人男子が担当するのが習しであり、笛方その他の役とともに区で相談し依頼する。

神楽は、

- 一、ならし 二、かぐら 三、さんぎり 四、にぎまくら
- 五、さんにん舞

の次第から成り、太鼓をのせたカグラドウと呼ぶ小さな屋台を正面に据え、その前面に筵を敷き、それを舞台に演じられる。

最初のならしは文字通り腕慣らしの意で、腕自慢の老若が入れ代わり自由に打つもので、このならしが在って後、鬼、ついで奴が一人ずつ「かぐら」の曲を打つ。次の「さんぎり」は奴の太鼓打ちに樽負いじいがからむ曲で、元氣の良い奴とよぼよぼした年寄りの対照が面白い。「にぎまくら」はまずお多福が登場、しなを交えながら芸打ちみせる。そこへヒョットコが出て打ちつぎ、さらにお多福が入れ代わり打つ曲である。

以上で太鼓打ちが終り、「三人舞」が始まる。「三人舞」はヒョットコ・お多福・爺が演じるもので、三人この順に登場し滑稽戯をみせる。腰の曲った年寄りが乙女に戯れるところが見所の曲である。爺はもと



にぎまくら



三人舞

さら、お多福は杓子と俘を手に持つところにわずかに神楽らしい面影がみられる。

この奉納は拝殿で行われるが、祭礼は神楽宿の出立ちにはじまる。正午過ぎに役者が集まり支度が整うと、神主のおはらいがあり、ひと囃ししてから宮へ向かう。かぐらどうを中心とするその行列の先頭には天狗が付く。天狗は黒の衣に高下駄を履き天狗面をつける。俗に神主の付き添いと呼ばれ御幣を捧持する。ついで鬼。これは道払いと



奴振り

もいい、青竹をひきずっていく。次が奴で、一番目がクサ、二番目がツボミ、三番目がハナと呼ぶ槍をふりつつ行進し要所で奴振りを演じる。その後にヒョットコなどがつついて宮入し、祭典ののち神楽が奉納される。奉納が終ると、同様に行列し宿へ戻り祭礼が終るが、この神楽宿は祭礼の間はかぐらどうを奉祠し、一年後の宿送りまでそれを預かる。

神楽の名をもつ芸能は府内に多くのものがある。しかし、その殆どは伊勢大神楽の流れをひく獅子神楽である。その獅子をもたないのが田歌の神楽の一つの特色であるが、それはちょうど大神楽の滑稽芸が太鼓打ちと結びついた形態であり、そこに大きな特色がある。同様の芸態を持つ神楽は近くの高野や鶴ヶ岡などに伝承されるが、それらとともに地域的特色を良く示すものであり、資料的価値が高く貴重である。

諏訪神社の祭礼芸能

(登録)

北桑田郡美山町大字鶴ヶ岡
高野区 鶴ヶ岡区 豊郷区
盛郷区 福居区

鶴ヶ岡に鎮座する諏訪神社は旧鶴ヶ岡十九ヶ村の氏神で、十月五日に例祭がおこなわれる。毎年その祭礼には特別な行事はないが、三十年ごとの大祭、その中間の十五年ごとの中祭はさまざまな行事で大いに賑い、「棚野の千両祭」とよばれてきた。その千両祭りを構成するのがこの祭礼芸能であり、高野と鶴ヶ岡はそれぞれ神楽、盛郷・福居は合同で振物、豊郷は姫踊と獅子舞を奉納する。それらにはまたともに囃子がともない、その大太鼓を乗せる屋台は風流の作り物を飾る曳山となっている。

高野と鶴ヶ岡から出る神楽は、お多福やヒョットコによる道化芸と太鼓打ちが一体となった芸能である。高野では恵比寿、大黒、天狗、お多福、ヒョットコ(ササラスリ)二人と太鼓打ち十人ばかりの構成で、笛・鉦・太鼓の神楽囃子に合わせ太鼓のまわり打ちを見せ、そのかたわらで道化がその芸を演じる。また、のぼりさしが出てのぼりを肩や額で支えたり受け渡すなどの芸を見せる。鶴ヶ岡の神楽も太鼓打ちが十五人となるほかは殆ど同様であるが、ここではそれに俵振りが加わる。俵振りは青年大勢が小型の俵を持ち神楽囃子に合わせて演技するもので、最後に狐の面を着け「狐踊り」とよぶけんけん跳びを見せる。

盛郷・福居の振物は、二人一組で手にする太刀やなぎなた・棒などで一方が打てば片方が受けるという左右対称的な演技を見せる組太刀型の太刀振である。「露払い」「棒振り」「なぎなた」「太刀」「太刀」「牛若弁慶」「太刀(おいなげ)」の七曲を伝える。最後のおいなげは負い投げの意で、他地区ではみられない刀の柄を地面につけそれを軸にしてかいくぐるツカコグリやセオイナゲ(背負い投げ)の型がある。そうした芸態は、長刀状の太刀を持って揃い振りを演じる丹後の太刀振やなぎなたを持つ近江の長刀振(ケンケト)に通じるものであり注意され

る。

豊郷の獅子舞は大正の大祭から始まったものだが、姫踊は振物とセツト芸になる風流踊である。青年の中踊り、女装の少年の側踊り大勢が、新発意のリードで輪踊りを見せる典型的なもので、音頭と笛・太鼓の囃子が付く。「道行」以下、「御伊勢踊」「長者の踊」「小鷹踊」「商い踊」「武者の踊」の六曲を伝承し、入端で練り込み出端で退くかけ踊の古い形態を窺わせる。府内には注目すべき風流踊が少なくないが、そのなかでも屈指の価値の高い伝承である。

この祭礼芸能は十五年めごとという条件の悪さにもかかわらず、このようにしつかりした内容を伝えており、バラエティにも富んでいる。また、村々が芸能を競演するその祭礼形態においても注目すべき伝承であり、資料的価値が高く貴重である。



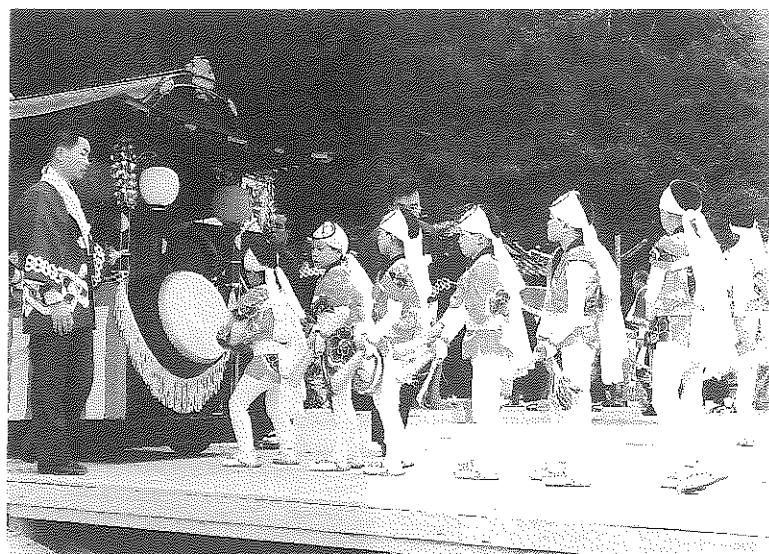
練込み(振物)



練込み(姫踊)



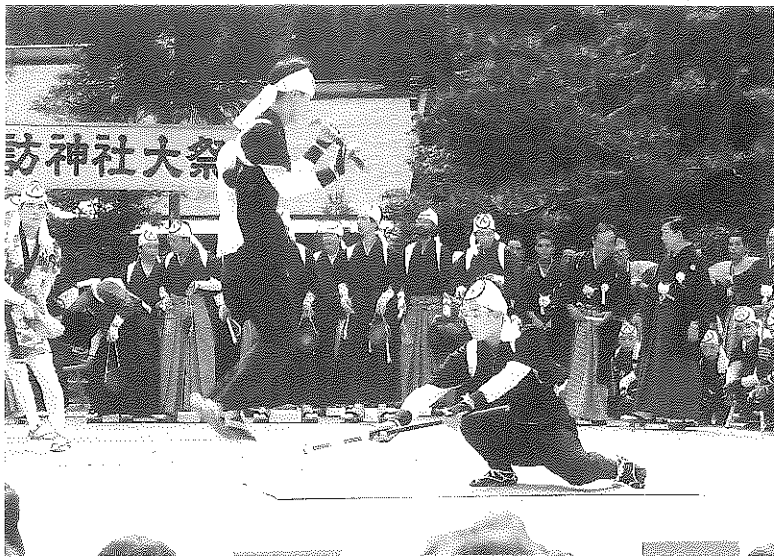
高野の神楽



鶴ヶ岡の神楽（太鼓打ち）



鶴ヶ岡の神楽（俵振り）



振
物



姫
踊



獅子
舞

かわなへはちまんじんじやまつり
河辺八幡神社祭の振物・神楽・三番叟 (登録)

舞鶴市宇河辺中

河辺中区 西屋区 室牛区

河辺由里区 河辺原区 栃尾区

河辺中に鎮座する八幡神社は河辺谷の旧六ヶ村、河辺中、西屋、室牛、河辺由里、河辺原、栃尾村の氏神で、十一月三日に秋祭りが行われる。その三年目ごとの秋祭りに演じられるのがこの芸能で、河辺中・西屋・河辺原・栃尾の四地区は振物、室牛は神楽、河辺由里は振物(露払い)と三番叟をそれぞれ奉納する。このほか各地区とも囃子屋台をとまっております、その奉納年には大変な賑いをみせる。

振物は、二人一組で太刀やなぎなた・棒などで切り組みを演じる組太刀型の太刀振である。その演目は地区によつて出入りがあり、「露払い」だけが残る河辺由里のほかは、「露払い」「大なぎなた」「大棒」など六〜七曲を伝承する。ただし、河辺原ではその三曲以外は「土佐棒」「彦山権現」「橋弁慶」「伊達風俗」という他にみない曲となっており、「旧振物」と呼ぶ「露払い」以下の三曲と区別している。それらの曲は若狭(福井県)に分布する演劇的要素の強い太刀振と同系のもので、演者が増え、採物も変化し、なによりも囃子も付かない。

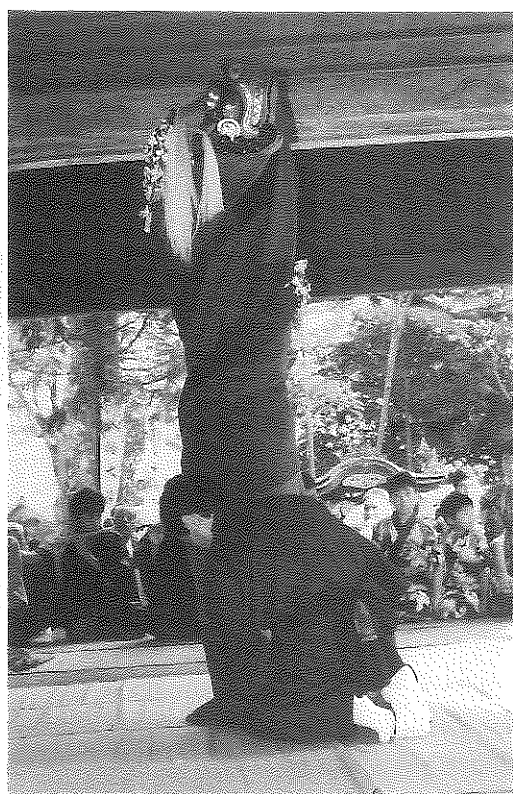
これに対し、神楽は丹後に多い大神楽系の獅子神楽で、「鈴の舞」「太刀の舞」「獅子の舞」の三曲を伝える。二人立ちであるが、獅子舞の際も尻持ちが外にでているのが特色である。獅子あやしは付かない。しかし、その「獅子舞」はカニホリ・ネジシ・ツリジシ・マキジシ・ランカ・オヤジボイ(親爺追い)という獅子舞のあれこれを連ねたもので、特に逆立ち風のツリジシ、尾をきりきりと巻付けて棒立ちで演じるマキジシはなかなか面白い。

三番叟は、能の「翁」に準じる芸能で、一番そう(千歳)・二番そう(翁)・三番そう(孫の段)・三番そうの奥(鈴の段)から成る。鼓・太鼓・笛に拍子木という囃子で演じられる。三番そうの演技が見所で、前後の舞い手を変えて舞われ、そこに歌舞伎との関わりが窺われる。

祭礼当日、最奥の栃尾が行列を整え神社へと向かう。次の地区・原



▲ 河辺由里の三番叟



室牛の神楽 ▶

にかかると、原の一同が一行を出迎えその前にたつ。このように次々と次地区が出迎えては先頭にたつて行列し、最後は宮本の中の一団を先頭に宮入りする。それぞれヤグラ（囃子屋台）が行列の中心にあつて囃しつつ行き、宮入すると横一列に並んだヤグラでいっせいに「打合太鼓」を演じる。この太鼓の打ち合ひのあと、芸能の奉納となり、まず本殿で籤をひき、その順に本殿下に練り込んで、拝殿を舞台に次々にその持芸を奉納する。

社の祭礼芸能のうち、九月十五日に行われるものはすでに京都府登録文化財となっているが、王舞、獅子舞、田楽が一セットになっている。それが宮座組織で伝えられるのに対し、振物その他のこの祭礼芸能は地区（村）として伝えられる。そのことは、王舞その他が行われていたところへ、振物などが新風の芸能として伝わり、新たな祭礼芸能となったことを意味するであろう。それは両々あいまって、この地方の祭礼と地域文化の変遷を語るものであり、資料的価値が高く貴重である。



道行き



振物（西屋）



振物（河辺原）

史跡名勝天然記念物

金剛院庭園
こんごういんていえん

(名勝・指定)
舞鶴市鹿原

丹後と若狭の国境をなす吉坂峠の西方2kmに位置する金剛院は真言宗の古刹であり、寺の縁起によると、平安時代の初め、平城天皇の第三皇子高岳親王によって開かれたという。親王の入唐の後、いったん寺は荒廃したが、白河天皇や鳥羽天皇の皇后美福門院により復興され、勅願寺として大いに栄えた。天正八年(一五八〇)から慶長五年(一六〇〇)まで、西舞鶴の東部に所在した田辺城の城主であった細川藤孝(幽斎)により、本寺が厚い庇護を受けていたことから、現存する池庭について、藤孝の作とも伝えられている。

名勝とする庭園は、府道金剛院線の東側に沿って、南北約二百mにわたって広がる境内地の北端部に位置している。園池は南北に長さ約十二m、五〇㎡の面積を占め、水深は一mに及ぶ。池の中央には、二・五m×一・四mの中島があり、周囲に十一個の石を組み、写実的な亀島としている。池の西側には、比高二・五mほどの築山があり、頂部に尖頭の一石を据え、須弥山石の構成をみせる。この石を頂点として、下方の築山山腹には多数の石組が配されている。北部山腹には高さ一m、幅一・一mの滝石を起点として、十数個の石を用いて池へ流れ落ちる様に、四mほどの枯滝石組を組み下している。水際には護岸石も兼ねた高さ九〇cm、幅一mの滝添石が重厚な質量感をもって、築山北部の庭景をひきしめている。築山南部の高さ一m、幅一・二mの頂部が平らな台形の石を中心にした石組は、富士山あるいは蓬萊山を象る趣向がうかがえる。

庭は本来、東側にあった安政六年建立の方丈から見るとして造られたが、昭和五十六年にこの方丈は焼失したものの、庭は旧態をとどめており、築山や池畔の石組にすぐれた技巧が見られる。



君尾山のトチノキ

(天然記念物・指定)
綾部市五津合町

君尾山(標高五八二m)は綾部市の東北端部に位置し、山麓西北辺は舞鶴市と境を接し、東北方は養老山(標高六六五m)、頭巾山(標高八七一m)など丹波山地を構成する山々に連なっている。また、君尾山はかつて修験道場として山上山麓に多数の坊舎をかまえた丹波地方屈指の古刹光明寺が所在することでも知られている。

君尾山一帯は、スギを主体とする植林が進んでいるが、光明寺境内の山林を中心として、ミズナラやイヌブナなどが優占する落葉広葉樹林が残存している。

地元で「大トチ」と呼ばれているトチノキの太木は、君尾山



の山頂より西南方約1kmの西南向き谷筋斜面の中腹(標高約四百m)に位置している。

胸高幹周は十・四m、樹高は二十三mに及ぶ。主幹は空洞化しているが、西南方向にはほぼ水平に張り出した最大の側幹をはじめ、他の数本の大枝には豊富な葉量が保たれ、樹勢は安定している。このトチノキの周囲の山腹は、イヌブナ、アカシデ、タカノツメ、リョウブなど広葉樹が散在し、多数の株立をもつ根まわり五・二mを測るカツラの太木なども目を引く。

国が指定する天然記念物のトチノキにも匹敵する規模の老樹であり、府内では最大のトチノキとして、その価値は高く、周囲の植生環境も含めて保存を図るものである。



文化財環境保全地区

八幡宮文化財環境保全地区

(決定)
綾部市八津合町西屋六四番他
八幡宮

八幡宮は綾部市の東北部、上林川が蛇行し、俗に「上林七里の谷」と呼ばれる峡谷となる域で、沖積平野を形作る上林庄の地にあり、瀬尾谷・山田・馬場・石橋・殿・日置谷・西屋・神谷の各集落からなる旧八津合村の氏神として、旧西屋神谷村の中央部に鎮座している。

当地は君尾山光明寺の寺領として、また中世の土豪上林下総守晴国氏の居城として近世領主旗本藤懸氏の陣屋等が置かれ、上林の中心として拓かれた所で、当社においても領主の庇護を受け、氏子衆の崇敬により今日に至っている。

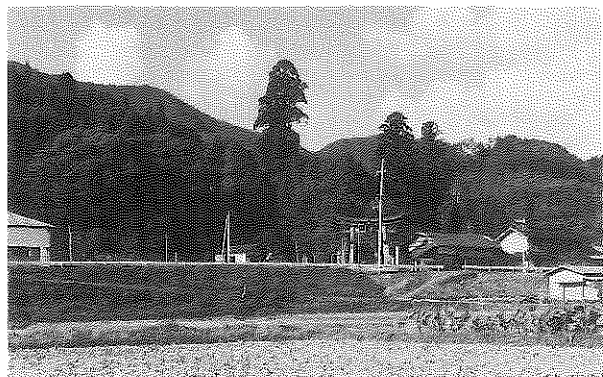
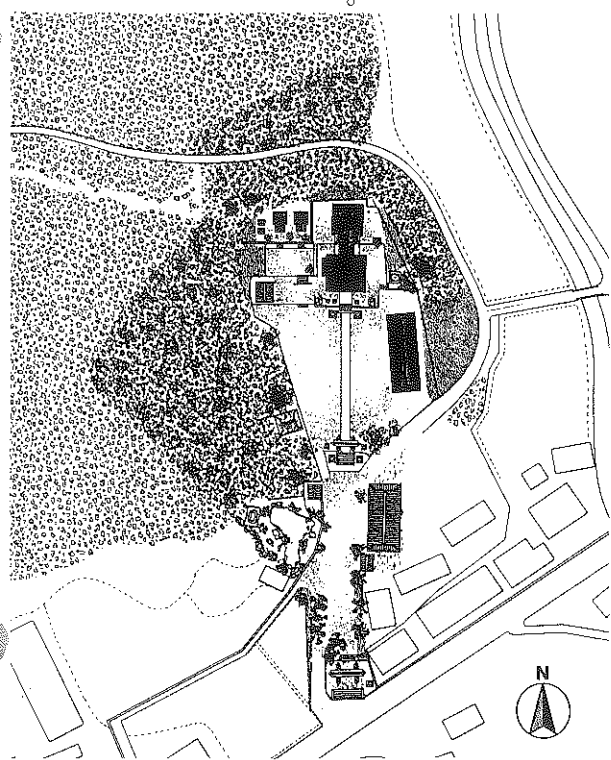
境内は旧若狭街道に面し石階を設け、社頭には一ノ鳥居である文久二年(一八六二)建立の木製の両部鳥居が建ち、社務所・手水舎・園池等を配して参道を形作り、二ノ鳥居が建つ中央部の境内地は、開けた広場となり、「長床」とよばれる舞殿形式の建物や茅葺の建物等が建つ。そして更にその奥に三ノ鳥居が建ち、本殿・拝殿等が建つ神聖域へと導いており、参道から直線軸状に主要社殿が配されている。この境内地は、参道より奥に行くほど高くしつらえられ、背後の丘陵地形と一体観をなし、村の社的雰囲気を高めている。

本殿は文化六年(一八〇九)に再建普請が始まり同十二年に完成された、やや規模の大きい一間社流造の建物で、向拝正面に唐破風屋根の

拝所を付加された特色ある本殿形式となっている。この作事には播州の木工を棟梁として地元石橋・西屋村の木工が協力し、彫物は丹波・丹後地方で数多く手掛けている彫物師中井氏の手により、本殿を独特の装飾性の強い建物に仕上げています。

参道の両脇はサクラが植えられ、社頭脇に茂る老木のスギや、また、境内周囲に繁る胸高幹周三〜四m・樹高四十数mになるスギが、周囲のスギ林より一際高く茂り、樹下にはオカメササが密生して生えている。山麓のスギ植林地は手入れがなされ境内林と一体となつて、境内全体がスギ木立で囲まれた景観をなしている。こうした樹林の中には、自然林構成種であるシイの古木やケヤキ等の広葉樹も見られ、往古の社叢林を思わせる樹木やサクラ等、針葉樹林で締められている境内に照葉・夏緑樹も散見できる景観ともなっている。

八幡宮境内地は谷間にある「鎮守の社」の形態をとどめ、一際高く伸びたスギの高木等が他の村々からも遠望できる社叢景観となり、こうした境内の保全を図ろうとするものである。



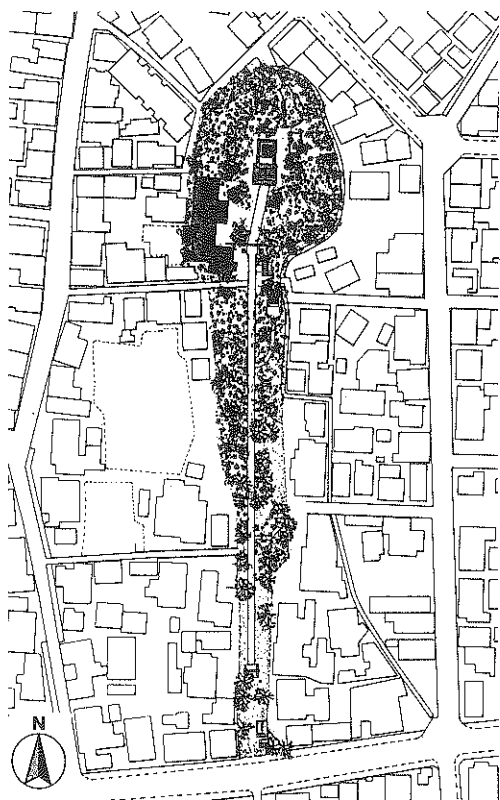
弥加宜神社文化財環境保全地区

(決定)
舞鶴市大字森小字井根口八七一番七
弥加宜神社

弥加宜神社は与保呂川の沖積平野となる東舞鶴市街地のほぼ中央部字森に位置し、市街地の中の樹木で覆われた所に鎮座している。森・行永・浜の旧三カ村の氏神として、主祭神に天御影命(天弥加宜命)、相殿に八幡神を祀り、「正一位大森大明神」「正八幡(宮)」とも称し、延喜式神名帳にみえる加佐郡の「杜坐弥加宜神社」に比定され、一般に大森社と広く呼び親しまれている。

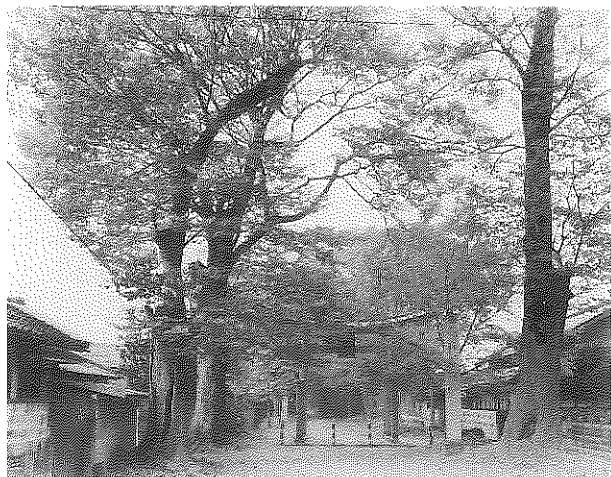
境内は平坦で、社頭に両部鳥居が建ち、約二百mに渡る参道が直線的に続き、両脇には巨木が生え競い合い参道を覆い被さりあって本殿に導いている。この参道は境内社や手水舎等が設けられた神社独自の用に供するだけではなく、両側に新旧の民家や公会堂等が建ち、玄関を設け、樹木を前庭のように扱われ、付近の人々に多目的に利用されている。奥の方に設けられた境内地は、入口に鳥居を建て玉垣等で区画され、中央に拝殿・本殿が、鳥居の西側には社務所・潔斎所等の建物が建ち、北東部には清水の湧く泉水の池が二カ所設けられている。

本殿は延享二年(一七四五)に、事始めが行われ同四年に完成した、一間社流造で正面軒に唐破風が付いた建物である。この建物は地元田辺城下の大工棟梁・小工達はその任にあたり、身舎は出組の上にさらに三斗の組物を置き桁を高く上げる手法や、斗拱に異形の皿斗を施す工夫も見られ、また彫物も多く施し、華やかな本殿となっている。こうした装飾の手法をみせる本殿は、当地方で散見される建物のなかでも、賑やかな方といえる近世神社本殿建築となっている。



こうした社殿や境内地を取囲んでうつそうと繁る樹木は、巨樹によって形作られており、参道の両側には胸高幹周が四m前後にもなるケヤキ・エノキ等が半ば等間隔状に覆い繁り、そして神聖域に行くほどタブノキ等の照葉樹が多くなり、常落葉樹種が混じる豊富な樹林構成となつて、四季の変化に応じている。社叢樹には巨木となる樹木だけでも二十数本を数えることができ、これ等の樹木は、幹の太いわりには背が低く、重みのある景観をなし、大森社と尊称される感が充分うなずける気がする様相を呈している。また、当社には「杜清水」といわれる清水が湧き、井泉の上に本殿が建てられており、また、本殿と相對する東側には回りを石積まれた神泉池があり、小さな祠を祀る。この水は清く古来より「延齡泉」ともいわれ、霊水として人々に尊ばれ、今日まで尊重されてきた清水に、境内の深い緑を映している。

弥加宜神社は周囲が住宅街となつた中であつて今後益々都市化が進んで行く立地環境で、貴重な社殿を取囲む緑の豊かな森を形作る社叢景観は、樹木も豊富で巨木樹からなり、今も絶える事無く湧きでる泉など貴重な環境となつており、こうした境内の保全を図ろうとするものである。



選定保存技術

ひせいさく
杼製作

(選定)
保持者 増田春光
ますだはるみつ

(大正四年一月四日生)

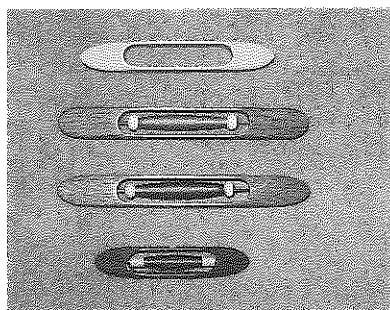
京都市上京区智恵光院通寺ノ内上る西千本町三七四

杼は、機織りに際し、開口させた経糸の間に緯糸を通す道具であり、織物にとって欠くことのできない道具の一つである。

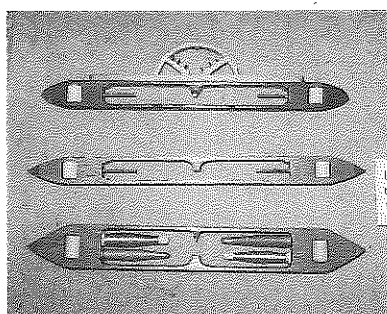
杼には、織物の種類によってさまざまな型のものがあるが、大きく分けると、ヌイトリビ、スクイビ、ナゲビ(テゴシビ)、トビビ(バツタンビ)、綴織の地用の杼、細巾用の杼の六種となる。主材料は赤樫で、それに真鍮の先金、杼を滑らせる車、管糸を固定するクダサシ、糸を引き出すための糸口(瀬戸物製の小輪)などの部品が付く。現在、量産の杼が回っているが、織り手にとって杼は手の一部というべきもので、それだけに手になじみその存在を意識させない微妙なバランスが要求されるため、今も昔と同様に受注生産となっている。

増田春光さんは、その杼を昔ながらに手作りしている京都で唯一の杼屋である。増田さんの家が杼屋の家業をはじめたのは親の代からだ。が、小学校に通っている頃から一時間か二時間は仕事場に坐らされ、見よう見真似で仕事に慣れさせられたという。本格的に杼作りを始めたのは専修学校を出てからで、以後この道一筋に現在に至っている。

高級な絹織物である西陣織を支えたこの手作りの杼も、需要の減少とともに存続の基盤を失い、今では増田さんが細々と作っているだけで後継者も見当たらない状況である。こうした手作りの杼は高度な織技の保存継承にとっても大事なものであり、貴重である。



杼各種



増田春光さん

おさせいさく 箴製作

保持者

北岡高一
きたおか こういち

(選定)

(昭和九年二月二十日生)

京都市北区西賀茂鹿ノ町八八

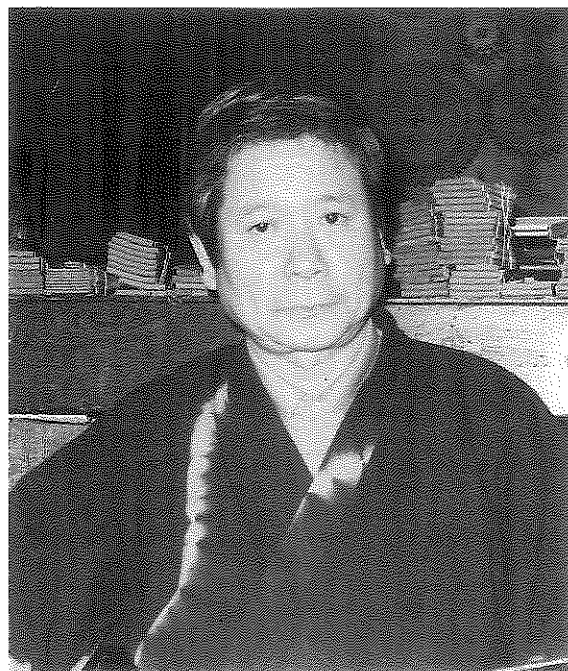
(京都市上京区小川通寺ノ内下る射場町五七七)

箴は、機織りの際に、経糸の配列を整えるとともに織幅を一定に保ち、さらに開口した経糸の間に緯糸を打ち込むなど、重要な役割を果たす道具である。そのため「織機の要」とも称される。金属製の金箴と竹製の竹箴とがあり、現在では、金箴が普及しているが、古くから使用されてきたのは竹箴である。西陣織では使い勝手が良く、良い織物を織るためにはなんと言っても竹箴でなければと言うことで、まだまだ広く使用されている。

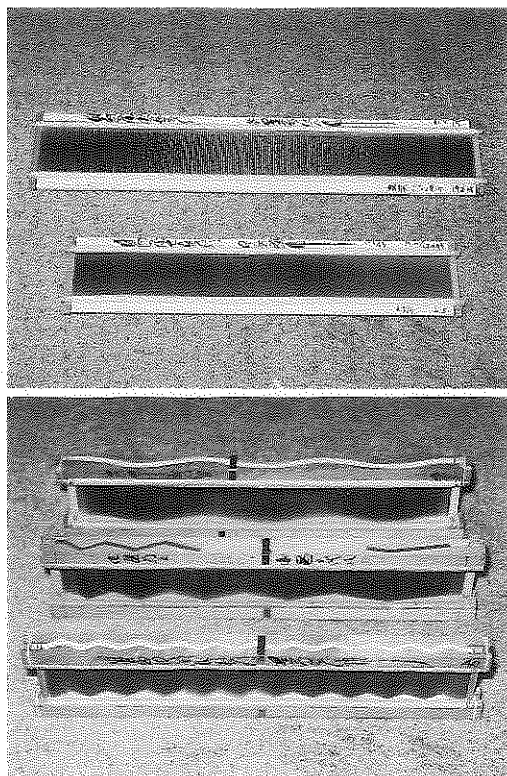
この竹箴は、絹織物用の絹箴、綿織物用の綿箴、綴帳用の綴帳箴などに区別される。綿箴は名古屋などでいまも作られているが、絹箴の製作は京都以外にはなく、今もそれを手掛けているのはただ一軒となっている。

竹箴の基本は、糸を通す羽(ハ)とその羽を固定するカイズルと称する枠から成る。綿箴に対し、絹箴の目(羽の枚数)は密度が高く、目の細かいものでは曲尺一寸の間に一二〇枚もの羽が入っている。綴織り用の波箴など、絹織物の種類ごとにさまざまな規格のものがあるが、それらは箴幅と目の数で呼び分けられる。一般的には、鯨尺の一尺の間(約三七・五cm)に四〇〇目あるものをヒトヨミ、その倍あればフタヨミとし、「五ヨミの一尺」というふうに表しているが、京都西陣では「二十五枚の一尺」というように、曲尺一寸(約三cm)の間にある羽の枚数と箴幅の寸法とで表される。

北岡さんは、こうした手作りの竹箴を製作している全国唯一の竹箴屋である。北岡家は天正年間(一五七三―一九一)創業という古い箴屋で、高一さんは十六代めに当たるといえるが、後継者に恵まれず、今のところ当代限りの状態となっている。西陣織の高度な技術を継承するためにも、竹箴の製作技術は欠くことのできないものであり重要である。



北岡高一さん



◀ 箴各種

その他

指定有形文化財の追加指定

次に掲げる京都府指定有形文化財に左記の文化財を附で追加指定しました。

真正極楽寺鐘樓

(昭和六十年教育委員会告示第一号)

京都市左京区浄土寺真如町

記

一、鬼瓦 一個

神谷神社本殿

(昭和六十年教育委員会告示第一号)

熊野郡久美浜町

記

一、棟札 二枚

一、上棟用木槌 一個

登録有形文化財の追加登録

次に掲げる京都府登録有形文化財に左記の文化財を附で追加登録しました。

良正院鎮守堂

(昭和六十二年教育委員会告示第二号)

京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町

記

一、板札 一枚

棚倉孫神社本殿

(昭和五十八年教育委員会告示第三号)

綴喜郡田辺町大字田辺

記

一、棟札 一〇枚

天神社本殿

(昭和五十八年教育委員会告示第三号)

綴喜郡宇治田原町大字奥山田

記

一、棟札 三枚

登録有形文化財の取消

次に掲げる京都府登録有形文化財を取り消しました。

葎田野神社本殿 一棟

(昭和六十年教育委員会告示第二号)

亀岡市葎田野町

一間社流造、檜皮葺

〈取消の理由〉

本殿焼失(平成二年七月三十日火災)のため

文化財環境保全地区の追加決定

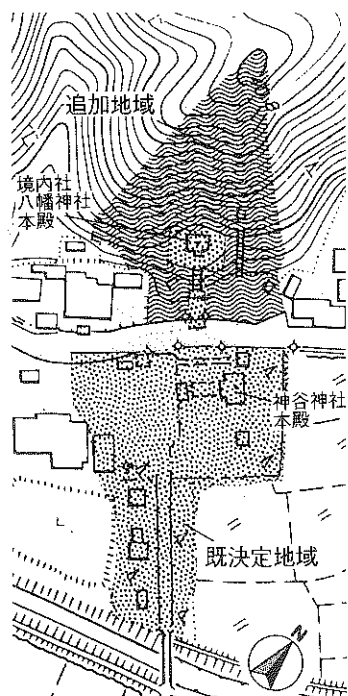
次に掲げる京都府文化財環境保全地区に左記の地区を追加決定しました。

神谷神社文化財環境保全地区 (昭和六十年教育委員会告示第一号)

記

一、熊野郡久美浜町小字小谷一三一五番一、一三一五番二

小字引土二三番一



京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区並びに選定保存技術件数一覧

平成3年3月31日現在

種別 区分	年度	建造物		美術工芸品								無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物				合計	文化財環境 保全地区 (決定)	選定保存技術 (選定)	総合 合計
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計			風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計				
指定	57	△1 9	△5 16	2	4	7	△1 1	△1 1			△2 15	認定1 1		△1 1	3	△1 4	6	3	2	11	△4 40	15		△4 55
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		2	1		17			2	4	6	2	3	1	6	△2 38	9		△2 47
	59	△1 7	△3 18	3	3	2		1	△1 1		△1 10		1	1	6	7	2	△1 3	1	△1 6	△3 31	11		△3 42
	60	△1 7	△2 11	3	3	2		2	1		11						2	1	2	5	△1 23	4		△1 27
	61	△1 10	△13 39		1		1	1			3						2	1	2	5	△1 18	5		△1 23
	62	3	8	3	3			4	2		12						1	1	1	3	18	4		22
	63	3	11	3	3	1		3	1		11							1	1	2	16	1	認定2 1	18
	元	4	9	2	1			2	1	1	7	認定1 2	1					1	1	2	16	1		17
	2	1	1	1	1	4		5	1		12			3		3		1	1	2	18	2	認定2 2	22
	指定計	△6 53	△26 135	23	23	20	△1 2	△1 21	△1 8		△3 98	認定2 3	2	△1 7	13	△1 20	15	△1 15	△1 12	△1 42	△11 218	52	認定4 3	△11 273
登録	57	▲2 25	▲7 44	5	▲1 2	4		1			▲1 12				6	6					▲3 43			▲3 43
	58	7	11		2	1					3				4	4			5	5	19			19
	59	▲1 11	▲1 15		2						2				5	5			1	1	▲1 19			▲1 19
	60	5	11		2						2		1	1	5	6					14			14
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	3	9					23			23
	62	4	10			2		2			4		2	5	1	6					16			16
	63	1	5											4	1	5					6			6
	元	2	8		1						1		4	2	3	5					12			12
	2	2	2	2							2		1		3	3					8			8
	登録計	▲3 63	▲8 115	8	▲1 10	9		5	1	1	▲1 34		8	18	31	49			6	6	▲4 160			▲4 160
合計		△6 116	△26 250	31	▲1 33	29	△1 2	△1 26	△1 9		△3 132	認定2 3	10	△1 25	△1 44	△1 69	△1 15	△1 15	△1 18	△1 48	△11 378	52	認定4 3	△11 433

- (注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財等又は府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持者(保持団体)の認定数は、件数に含めない。

京都の文化財（第九集）

平成三年三月 発行

編集発行 京都府教育委員会
印刷所 昭和堂印刷所